



3-2.関係法令等

〔別冊〕

- ・福岡市福祉のまちづくり条例 …………… 3
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則 …………… 9
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に
基づく特定施設整備項目表（チェックリスト） …… 53
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律（抜粋） …………… 115
- ・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は
車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び
車両等を使用した役務の提供の方法に関す
る基準を定める省令（抜粋） …………… 129
- ・福岡市移動等円滑化のために必要な道路の
構造の基準を定める条例 …………… 139
- ・福岡市公園条例（抜粋） …………… 149

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、基本理念並びに市民、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、多数の者が利用する施設の整備に関する基本的な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 福祉のまちづくりは、市民が自立し、及び相互に連携して支え合うという精神のもとに、次の各号に掲げる社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が生きがいをもてる社会
- (3) すべての市民が地域での生活を保障される社会
- (4) すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- (5) すべての市民が安全かつ快適に生活できる社会
- (6) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会
- (7) すべての市民が積極的に福祉の国際交流を行う社会

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 対象施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、交通機関の施設、道路、公園その他の公共的利用部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 公共的利用部分 対象施設のうち多数の者の利用に供する部分をいう。
- (4) 公共車両等 交通機関の用に供する電車、バス、船舶その他規則で定めるものをいう。

(平成17条例110・一部改正)

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに寄与する活動に積極的に参加し、及び当該活動においてその有する能力を発揮することにより、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、高齢者、障がい者等に対して、安全かつ快適に日常生活又は社会生活を送るための協力をを行うよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、自ら所有し、又は管理する対象施設及び公共車両等を、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、これらの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(市の責務)

第6条 市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら所有し、又は管理する対象施設及び公共車両等を、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、これらの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(総合的推進)

第7条 市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりの推進を図るものとする。

2 市は、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(地方公共団体間の協力の推進)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、近隣の地方公共団体との必要な連携を図るとともに、近隣の地方公共団体に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

(国際的協力の推進)

第9条 市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりに関して、アジアその他の地域の都市又は国際的に福祉活動を行う団体への情報の提供その他の協力を努めるものとする。

第2章 基本的な市の施策

(基本計画の策定等)

第10条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉のまちづくりに関する基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民の理解)

第11条 市は、市民の福祉のまちづくりに関する正しい理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加しようとする意欲を高めるよう必要な施策を実施するものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集並びに調査及び研究を行うとともに、その情報を市民及び事業者積極的に提供するよう努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第12条 市は、高齢者、障がい者等に対する理解と思いやりのあるこどもを育成するため、福祉教育の推進に努めるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

(人材育成)

第13条 市は、社会福祉事業に携わる者の専門的、技術的能力その他の資質の向上を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(表彰)

第14条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して功績のあった者に対し、規則で定めるところにより、表彰を行うことができる。

第3章 市民福祉の推進

第1節 市民の自立

(健康の増進)

第15条 市民は、生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している勤労者の健康の保持増進に努めるものとする。

3 市は、市民の健康の保持増進のため、保健、医療及び福祉に関する施策相互を有機的に連携させるとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に講じるものとする。

(こどもの育成)

第16条 市民、事業者及び市は、こどもの心身ともに健やかな成長を図るため、母性の保護、子育ての支援及び家庭教育の環境の整備に努めるものとする。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう自主的に努めるものとする。

2 市は、市民が生涯にわたって学習する機会を確保するため、学習環境その他の条件の整備に努めるものとする。

(就労の確保)

第18条 事業者は、障がい者及び高齢者に対し、就労の機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、障がい者及び高齢者の就労の機会を確保するため、事業者に対する広報、啓発その他必要な施策を講じるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

第2節 地域福祉の推進

(地域福祉の推進)

第19条 地域の福祉の増進に寄与する関係団体及び個人は、地域社会で相互に尊重し、支え合い、連携して福祉の向上を図るものとする。

2 市民、事業者及び市は、前項の団体及び個人と連携して、健やかでやすらぎのある地域社会を構築するよう努めるものとする。

(安全な生活の確保)

第20条 市民、事業者及び市は、災害が発生したときその他緊急時において、地域住民が相互に助け合うことができる地域づくりに努めるものとする。

2 市は、高齢者、障がい者等が安全に生活を営むことができるようにするため、防災、交通の安全の確保等に関し、必要な施策を講じるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

(相互理解の促進)

第21条 市民、事業者及び市は、地域住民の相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努めるものとする。

(施設の提供)

第22条 事業者及び市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のための利用に供するよう努めるものとする。

第3節 ボランティア活動の促進

(ボランティア活動への参加)

第23条 市民及び事業者は、自らの能力を活かし、自主的にボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第24条 事業者は、その事業のために雇用している勤労者が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者によるボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報の提供、助言、指導者の育成その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 対象施設等の整備

第1節 対象施設の実備

(整備基準等)

第25条 市長は、高齢者、障がい者等が対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及び設備に関する基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 市長は、整備基準のほか、高齢者、障がい者等が整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及び設備に関する基準を定めることができる。

3 整備基準及び前項の基準は、対象施設の種類及び規模ごとに規則で定める。

(平成17条例110・一部改正)

(整備基準の遵守)

第26条 対象施設の新設又は改修(対象施設が建築物である場合にあつては、増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいい、対象施設の全部又は一部を別種の対象施設とする用途の変更を含む。以下同じ。)を行おうとする者(改修を行うことにより対象施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとする者を含む。)は、当該新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものであると市長が認める場合又は対象施設の規模、構造、利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認める場合については、適用しない。

(平成17条例110・一部改正)

(既存施設の実備)

第27条 この条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行又は適用の際、現に存する対象施設を所有し、若しくは管理する者又は現に対象施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第28条 対象施設を所有し、又は管理する者(以下「対象施設の所有者等」という。)は、第26条第1項又は前条の規定により整備基準に適合させた対象施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の対象施設について、公共的利用部分の構造又は設備に関して高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じる必要があると認めるときは、当該対象施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平成17条例110・一部改正)

(事前協議)

第29条 対象施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設(以下「特定施設」という。)の新設又は改修を行おうとする者(改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとする者を含み、改修を行うことにより特定施設に該当しないこととなる特定施設の当該改修を行おうとする者を除く。以下「特定整備主」という。)は、新設又は改修を行おうとする特定施設及びその工事の内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。これらの事項について内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、また同様とする。

2 前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、規則で定める日までに開始しなければならない。

- 3 市長は、特定整備主が計画する特定施設の公共的利用部分の構造及び設備が、整備基準に適合しないこととなると認めるときは、その特定整備主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出及び完了検査)

第30条 特定整備主は、特定施設の新設又は改修の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出て、特定施設の公共的利用部分の構造及び設備に関し、市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めるときは、特定整備主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(適合証の交付)

第31条 市長は、前条第1項の検査の結果当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、同項の規定による届出をした者に対し、当該特定施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)を交付するものとする。

- 2 前項に定める場合を除くほか、対象施設の所有者等は、当該対象施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該対象施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

- 4 市長は、交付した適合証に係る対象施設が整備基準に適合しないこととなったときは、適合証の交付を受けた当該対象施設の所有者等に対し、適合証の返還を命じることができる。

(勧告)

第32条 市長は、特定整備主が第29条第2項に規定する日までに事前協議を開始しなかったときは、当該特定整備主に対し、直ちに事前協議を開始するよう勧告することができる。

- 2 市長は、特定整備主が第30条第1項の規定による届出を行わなかったときは、当該特定整備主に対し、直ちに当該届出を行うよう勧告することができる。

- 3 市長は、第29条第3項又は第30条第2項に規定する指導又は助言を受けた特定整備主がその指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったときは、当該特定整備主に対し、その指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(立入調査等)

第33条 市長は、第26条及び第28条から前条までの規定を施行するために必要な限度において、対象施設の所有者等又は特定整備主に対し、対象施設が整備基準に適合するように設計され、工事され、又は維持され、保全されているかどうかについて、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象施設に立ち入らせ、及び調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象施設の所有者等又は特定整備主の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第34条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定は、適用しない。

- 2 国等は、特定施設の新設又は改修を行おうとするとき(改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとするときを含み、改修を行うことにより特定施設に該当しないこととなる特定施設の当該改修を行おうとするときを除く。)は、その工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。

(対象施設の総合的整備)

第35条 土地区画整理事業、市街地再開発事業、一団地の住宅施設その他の市街地の整備に関する事業の施行者は、その事業の施行区域の全体を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるように、対象施設相互の連続性に配慮して、総合的に整備しなければならない。

(平成17条例110・一部改正)

(福祉に配慮した設計者等の育成)

第36条 市長は、福祉のまちづくりに配慮した対象施設の企画、設計及び工事の施工に携わる技術者を育成するよう努めるものとする。

第2節 公共車両等及び住宅の整備

(公共車両等の整備)

第37条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等が高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を行うよう努めるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

(住宅の整備)

第38条 市長は、住宅(共同住宅の公共的利用部分を除く。)について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に生活できるようにするための構造及び設備に関する指針を定め、当該指針に沿った住宅の普及に努めるものとする。

(平成17条例110・一部改正)

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号から第4号まで、第5条第2項、第6条第2項、第14条及び第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第92号により附則ただし書に規定する規定は、平成11年4月1日から施行)

附 則(平成17年6月23日条例第110号)

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市福祉のまちづくり条例 施行規則

平成10年12月3日 規則第93号

改正 平成12年3月30日規則第77号
平成16年3月8日規則第5号
平成17年7月14日規則第187号
平成19年9月27日規則第144号
平成25年3月28日規則第54号
令和元年8月22日規則第27号
令和4年9月29日規則第100号

平成13年3月29日規則第80号
平成16年6月28日規則第88号
平成17年11月14日規則第223号
平成20年11月27日規則第125号
平成26年11月6日規則第145号
令和2年2月27日規則第4号
令和7年10月16日規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第3条第2号の規則で定める対象施設は、別表第1対象施設の欄に掲げる施設とする。

(公共車両等)

第3条 条例第3条第4号の規則で定める公共車両等は、タクシー及び飛行機とする。

(表彰)

第4条 条例第14条に規定する表彰は、次に掲げる個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 献身的活動により市民福祉の推進に多大な貢献をしたと認められる者
- (2) 福祉のまちづくりの推進に寄与していると認められる対象施設の所有者、設計者及び施工者
- (3) 前2号に定めるもののほか、福祉のまちづくりの推進に貢献し、その功績が顕著であると認められるもの

2 表彰の対象者の決定その他表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(整備基準等)

第5条 条例第25条第1項に規定する整備基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第25条第2項に規定する基準(以下「誘導基準」という。)は、別表第3に定めるとおりとする。

(特定施設)

第6条 条例第29条第1項に規定する特定施設は、対象施設の区分ごとに別表第1特定施設の欄に定める施設とする。

(事前協議の方法等)

第7条 条例第29条第1項の規定による協議は、同項前段の協議にあつては特定施設新設等事前協議書(様式第1号)、同項後段の協議にあつては特定施設変更事前協議書(様式第2号)の正本及び副本を市長に提出して行わなければならない。

2 特定施設新設等事前協議書及び特定施設変更事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 特定施設整備項目表(当該特定施設が整備基準に適合することを明らかにするもので市長が別に定める書類。)
- (2) 当該特定施設の区分に応じ、別表第4に定める図書(新設若しくは改修又は条例第29条第1項の内容の変更をする箇所に係るものに限る。)

3 条例第29条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準に適合している公共的利用部分の変更のうち、当該公共的利用部分に関する整備基準に抵触しない変更
- (2) 整備基準に係らない部分の変更
- (3) 当該用途に供する部分の床面積の合計の変更のうち、整備基準の適用の変更を生じない変更
- (4) 新設又は改修の工事の着手予定日の変更及び完了予定日の3月以内の変更

(平成16規則5・平成26規則145・一部改正)

(事前協議の開始日)

第8条 条例第29条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる特定施設について、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 新設又は改修の工事に当たり建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する特定施設確認申請予定日の14日前の日
- (2) 新設又は改修の工事に当たり都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請(以下「開発許可申請」という。)を要する特定施設 開発許可申請をする日
- (3) 新設又は改修の工事に当たり駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定に基づく路外駐車場の設置の届出(以下「路外駐車場設置届出」という。)を要する特定施設 路外駐車場設置届出をする日
- (4) 前3号に掲げる施設以外の特定施設 新設又は改修の工事の着手予定日の30日前の日
(平成26規則145・一部改正)

(工事の完了の届出)

第9条 条例第30条第1項の規定による届出は、特定施設工事完了届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(適合証の交付)

第10条 条例第31条第2項の規定による適合証の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書(様式第4号)により行わなければならない。

- 2 整備基準適合証交付請求書には、第7条第2項各号に掲げる図書及び当該特定施設が整備基準に適合することを明らかにする写真等を添付しなければならない。
- 3 適合証の交付を受けた者は、当該適合証を当該特定施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 適合証の様式その他適合証の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(勧告)

第11条 市長は、条例第32条第1項、第2項又は第3項の規定による勧告をするときは、勧告書(様式第5号、様式第6号又は様式第7号)により行うものとする。

(立入調査の証明書)

第12条 条例第33条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第8号による。

(国等に関する特例の対象)

第13条 条例第34条第1項の規則で定める者は、法令の規定により国若しくは国の行政機関又は地方公共団体とみなして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第2項の規定が準用される法人とする。

(平成12規則77・平成16規則5・平成16規則88・平成17規則223・平成19規則144・平成26規則145・一部改正)

(国等による通知の方法等)

第14条 条例第34条第2項の規定による通知は、特定施設新設等通知書(様式第9号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 特定施設新設等通知書には、第7条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(国等による通知の日)

第15条 特定施設新設等通知書は、次の各号に掲げる特定施設について、それぞれ当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 新設又は改修の工事に当たり確認申請又は建築基準法第18条第2項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知(以下「計画通知」という。)を要する特定施設 確認申請又は計画通知予定日の14日前の日

- (2) 新設又は改修の工事に当たり開発許可申請を要する特定施設 開発許可申請をする日
- (3) 新設又は改修の工事に当たり路外駐車場設置届出を要する特定施設 路外駐車場設置届出をする日
- (4) 前3号に掲げる施設以外の特定施設 新設又は改修の工事の着手予定日の30日前の日

(平成26規則145・一部改正)

(規定外の事項)

第16条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月29日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月8日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行為が行われる施設について適用し、施行日の前日までに当該行為が行われる施設については、なお従前の例による。

(1) 特定施設 福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号)第29条第1項の規定に基づく協議又は同条例第34条第2項の規定に基づく通知

(2) 特定施設以外の対象施設(次号に定める施設を除く。) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第18条の規定に基づく計画の通知

(3) 特定施設以外の住宅開発団地 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請

附 則(平成16年6月28日規則第88号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月14日規則第187号)

この規則は、平成17年7月15日から施行する。

附 則(平成17年11月14日規則第223号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月27日規則第144号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年11月27日規則第125号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第54号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月6日規則第145号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、別表第2 1 建築物の表2の項(4)の改正規定及び別表第3 4 公園の表の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月20日規則第97号)

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

附 則(令和元年8月22日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第2 1 建築物の表13の項(1)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号)第29条第1項の規定に基づく協議又は同条例第34条第2項の規定に基づく通知が行われる施設について適用し、施行日の前日までに当該行為が行われる施設については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月27日規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規則第100号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第3 1 建築物の表11の項及び別表第4 1 建築物の表各階平面図の項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号)第29条第1項の規定に基づく協議又は同条例第34条第2項の規定に基づく通知が行われる施設について適用し、施行日の前日までにこれらの行為が行われる施設については、なお従前の例による。

附 則(令和7年10月16日規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第2 及び別表第3 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号)第29条第1項の規定に基づく協議又は同条例第34条第2項の規定に基づく通知が行われる施設について適用し、施行日の前日までにこれらの行為が行われる施設については、なお従前の例による。

<別表第1>

1 建築物

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
1 医療施設	病院、診療所、はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
2 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべての施設
3 集会施設	集会場、公会堂、公民館、斎場、結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
4 展示場	展示場	すべての施設
5 物品販売施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
8 スポーツ遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの	すべての施設
9 教育文化施設	博物館、美術館、図書館又は研修所	すべての施設
10 公衆浴場	公衆浴場	すべての施設
11 飲食施設	飲食店、レストラン、喫茶店、スナックその他これらに類するもの	すべての施設
12 金融機関等の施設	銀行、信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
13 サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
14 交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業、電気通信事業、ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設
18 官公庁舎	市役所、区役所、保健所、税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、高等専門学校、各種学校、自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所(前各項に掲げるものを除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
21 工場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

2 交通機関の施設

区分	対象施設	特定施設
交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

3 道路

区分	対象施設	特定施設
道路	(1)道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。) (2)港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設(道路及び橋りょうに限る。)	すべての施設

4 公園

区分	対象施設	特定施設
公園	(1)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2)港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設(緑地及び広場に限り。)	すべての施設

5 路外駐車場

区分	対象施設	特定施設
路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

6 開発行為に係る施設

区分	対象施設	特定施設
1 土地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ヘクタール以上の施設

<別表第2>

1 建築物

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>(1) 直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する各室(宿泊施設及び共同住宅等に設けられるもの(宿泊施設にあっては、車椅子利用者用客室を除く。))を除く。以下同じ。の出入口のうち、1以上の出入口は、(1)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 宿泊施設の各室(車椅子利用者用客室を除く。以下同じ。))及び共同住宅等の各室(共同住宅にあっては、住戸をいう。以下同じ。))の出入口のうち、1以上の出入口の幅は、内のリを80センチメートル以上とすること。</p>
2 廊下等	<p>廊下その他これに類するもの(共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下「廊下等」という。))は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、4の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口から、不特定かつ多数の者が利用する室の1の項(2)に定める構造の各出入口又は宿泊施設及び共同住宅等の室の1の項(3)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造(共同住宅等にあっては、ア及びウからオまでに定める構造)とすること。この場合において、5の項(2)に定める構造のエレベーターが設けられるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、小規模な建築物で車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分(以下「車椅子使用者の通行に支障のないと認められる場合は、有効幅員を90センチメートル以上とすることができる。))を設けること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとすること。</p> <p>ウ 区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分(以下「車椅子の転回に支障のないと認められる場合は、有効幅員を90センチメートル以上とすることができる。))を設けること。</p> <p>エ 高低差がある場合においては、3の項に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子利用者用昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造を有するものをいう。以下同じ。))を設けること。</p> <p>オ 1の項に定める構造の出入口並びに5の項(2)に定める構造のエレベーター及び車椅子利用者用昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 当該建築物の敷地の接する道又は空地(建築基準法第43条第2項第2号ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。))から人又は案内板等により視覚障がい者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「視覚障がい者用案内設備」という。))に至る経路のうち、1以上の経路(視覚障がい者に配慮した構造のエレベーターが設けられるときは、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。))には、廊下等に視覚障がい者を誘導するための床材(以下「線状ブロック等」という。))及び視覚障がい者の注意を喚起するための床材(以下「点状ブロック等」という。))を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘</p>

	<p>導する装置その他これに代わる装置(以下「音声誘導装置等」という。)を設けること。ただし、直接地上へ通ずる主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合又は建築物の立地状況若しくは用途から線状ブロック等及び点状ブロック等(以下「視覚障がい者誘導用ブロック等」という。)を敷設し、若しくは音声誘導装置等を設けることが必要でない、若しくは適当でない認められる場合においては、この限りでない。</p>
3傾斜路	<p>廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効幅員は、120センチメートル(段を併設する場合においては、90センチメートル)以上とすること。 (2) こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)以下とすること。 (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (4) 傾斜路には、手すりを設けること。 (5) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 傾斜路は、その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 (7) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分は、点状ブロック等を敷設すること。ただし、建築物の立地状況若しくは用途から点状ブロック等を敷設することが必要でない、若しくは適当でない認められる場合の廊下等及び踊場又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場については、この限りでない。
4階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主要な階段(共同住宅等にあつては、共用のものをいう。以下同じ。)は、次に定める構造(当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、若しくは当該階において提供されるサービス若しくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受若しくは購入することができる措置を講じている建築物にあつては、(2)から(7)までに定める構造)とすること。ただし、共同住宅等で5の項(2)に定める構造のエレベーターが設けられる場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内のりは、120センチメートル以上とすること。 (2) 手すりを設けること。 (3) 回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 (4) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (7) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、建築物の立地状況若しくは用途から点状ブロック等を敷設することが必要でない、若しくは適当でない認められる場合の廊下等及び踊場又は段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場については、この限りでない。
5エレベーター	<ol style="list-style-type: none"> (1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する次に掲げる建築物には、かどが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを1以上設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障がい者等が受け又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。 <p>ア 学校等施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に限る。)であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上、かつ、階数が3以上</p>

	<p>のもの</p> <p>イ 学校等施設(アに該当するものを除く。)及び共同住宅等であって、階数が5以上のもの</p> <p>ウ その他の施設であって、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上又は階数が5以上のもの</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造(自動車車庫、学校等施設並びに事務所及び工場(当該用途に供する部分(工場にあつては、作業場を除いた部分に限る。))の床面積の合計が5,000平方メートル未満のものに限る。)に設けられるものにあつては、アからカまで、ク、ケ、サ及びスに定める構造、共同住宅等に設けられるものにあつては、ア、イ、エ、オ、ク、ケ、サ及びスに定める構造)とすること。ただし、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物で(3)に定める構造のエレベーターが設けられる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア かごの幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。ただし、共同住宅等に設けられるものにあつては、かごの幅の内のり105センチメートル以上、かごの床面積1.59平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面の形状は、車椅子の転回に支障のないものとすること。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、鏡等及び手すりを設けること。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けること。</p> <p>カ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ス 乗降ロビー又はその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>(3) (1)に規定する建築物以外の建築物にエレベーターを設ける場合においては、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。</p>
6便所	<p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条に規定する特別特定建築物(以下「特別特定建築物」という。)であつて、同令第9条で定める規模以上のもの(以下「建築物移動等円滑化基準対象建築物」という。)においては、令和6年国土交通省告示第1074号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件。以下「移動等円滑化便所配置基準等告示」という。)第1に規定する不特定多数利用便所(以下「不特定多数利用便所」という。)は、次に定める配置等の基準に従い、同令第14条第1項に規定する不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等(同令第5条第1号に規定する公立小学校等にあつては、不特定かつ多数の者。以下「不特定多数の者等」という。)が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りでない。</p>

- ア 特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けられていること。
 - イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。
 - ウ 不特定多数利用便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、便房の出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とすること。
 - エ 不特定多数利用便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階においては、当該便所のうち1(当該階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合にあつては2、当該階の床面積が40,000平方メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数))以上に、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(以下「福祉型便房」という。)を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設けること。ただし、移動等円滑化便所配置基準等告示第5に定める場合は、この限りでない。
- ア 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(建築物移動等円滑化基準対象建築物を除く。)においては、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階には、(1)イからエまでに定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、(4)に定める基準に適合する便所が設けられる階については、この限りでない。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(建築物移動等円滑化基準対象建築物を除く。)においては、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、(2)アからウまでに定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、公衆便所で安全管理上(2)アからウまでに定める基準に適合する福祉型便房を設けることが著しく困難な場合においては、この限りでない。
- (5) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける階においては、床置き小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りでない。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)のための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- ア 洗浄機能付き汚物流し
 - イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
 - ウ 荷物を置くための棚その他の設備
 - エ 水石けん入れ
 - オ 紙巻器
 - カ 汚物入れ

	<p>キ 2以上の衣服を掛けるための金具等</p> <p>(8) (2)又は(4)の規定により福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
7駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場及び福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和47年福岡市条例第55号)第7条第3項の規定に基づき共同住宅等に車椅子使用者のための駐車用の用に供する部分を設ける駐車施設(以下「駐車場等」という。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ア 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数。以下ア及びイにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数)が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>(2) 次に掲げる場合は、(1)の規定は適用しない。</p> <p>ア 駐車場等が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(イにおいて「機械式駐車場等」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車の乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ 機械式駐車場等及び当該機械式駐車場等以外の駐車場等を設ける場合であって、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 当該機械式駐車場等の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車の乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ) 当該機械式駐車場等に設ける駐車施設の数(当該機械式駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場等に設ける駐車施設の総数)及び当該駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。</p> <p>a 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数。以下 a 及び b において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>b 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数)が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>ウ 建築物の増築又は改築(以下ウにおいて「増築等」という。)を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場等に設ける場合</p> <p>(ア) 当該増築等に係る部分に駐車場等を設ける場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数</p> <p>a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場等に設ける駐車施設の数(当該増築等に係る部分に駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数。以下 a 及び b において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p>

	<p>b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場等に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>(イ) 当該増築等に係る部分に駐車場等を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1の項(1)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路((4)に定める構造の駐車場等内の通路又は8の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。ただし、駐車場等の駐車施設の数に5未満の駐車場については、この限りでない。</p> <p>(4) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項(1)及び(3)に定める構造とすること。</p>
8敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、4の項(2)から(6)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>(4) 道等から視覚障がい者案内設備に至る経路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない、又は適当でない認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とすること。</p>
9手すり	<p>3の項に定める構造の傾斜路、4の項に定める構造の階段及び8の項に定める構造の敷地内の通路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 原則として連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、80センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 傾斜路並びに階段及び段(以下「階段等」という。)の上下端部から高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
10視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p>

11客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する客席(観覧や集会の用に供するものに限る。以下同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の車椅子使用者用の客席を、総客席数が400以下の場合にあつては2以上、総客席数が400を超える場合にあつては総客席数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。</p> <p>ア 客席のある室の1の項(2)に定める構造の出入口から容易に到達できる位置に設けること。</p> <p>イ 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 床は水平とし、床の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 転落防止のためのストッパー等を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する客席のある室の1の項(2)に定める構造の出入口から(1)に定める構造の車椅子使用者用の客席に至る通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 400以上の客席がある室において、不特定かつ多数の者が利用する観覧や集会の用に供する舞台を設ける場合においては、車椅子使用者が支障なく舞台上ることができるような経路を1以上設けること。</p>
12浴室、シャワー室及び更衣室	<p>不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室及び更衣室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室、シャワー室及び更衣室をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 必要な場所に手すりを設けること。</p>
13客室	<p>(1) 宿泊施設であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上、かつ、客室の総数が50以上のもの又は客室の総数が100以上のものには、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。</p> <p>(2) 宿泊施設であつて、客室の総数が100以上のものには、聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4以上設けること。</p>
14授乳スペース	<p>必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、当該場所の出入口の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
15標識類	<p>(1) 標識及び案内設備(以下この表及び3 道路の表において「標識類」という。)を設ける場合においては、当該標識類は、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第2号に定めるものをいう。以下同じ。)の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合においては、この限りでない。</p>

	<p>(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 案内板により主として外国人への情報提供を行う場合においては、多言語化、ルビふり等に配慮すること。</p>
16券売機	1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車椅子使用者の利用に支障のない構造とし、1以上の券売機では料金等を点字で表示すること。
17公衆電話	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障のない構造の公衆電話を1以上設けること。
18記載台等	記載台等を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設けること。
19幼児用遊び場	必要に応じて幼児用遊び場を設けること。

備考

- 1 2の項(4)、3の項(7)、4の項(7)及び8の項(4)の規定により視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設ける建築物、16の項に規定する券売機を設ける建築物並びに18の項に規定する記載台等を設ける建築物は、次の各号に掲げる建築物のうち、当該各号に定める施設とする。
 - (1) 興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、公益事業施設、官公庁、学校等施設(特別特定建築物に限る。)又は地下街等 全ての施設
 - (2) 医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設又はサービス施設 当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
 - (3) 物品販売施設、スポーツ遊技施設又は公衆浴場 当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設
 - (4) 事務所、工場又は複合施設 当該用途に供する部分(工場にあつては、作業場を除いた部分に限る。)の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設
- 2 特別特定建築物については、3の項(6)、4の項(5)中「色の明度の差が大きい」及び10の項(1)中「色の明度の差又は輝度比の大きい」とあるのは、それぞれ「色の明度の差及び色相又は彩度の差が大きい」とする。
- 3 6の項(4)に規定する便所を設ける建築物は、次の各号に掲げる建築物のうち、当該各号に定める施設とする。
 - (1) 興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、公衆便所、官公庁舎、学校等施設又は地下街等 全ての施設
 - (2) 医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設又は公益事業施設 当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
 - (3) 物品販売施設、スポーツ遊技施設又は公衆浴場 当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設
 - (4) 自動車車庫 当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
 - (5) 事務所又は複合施設 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
 - (6) 工場 当該用途に供する部分(作業場を除いた部分に限る。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設又は見学施設を設ける場合は当該施設の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
- 4 6の項(6)に規定する便所を設ける建築物は、次の各号に掲げる建築物のうち、当該各号に定める施設とする。
 - (1) 医療施設、物品販売施設、教育文化施設、金融機関等の施設、官公庁舎又は地下街等 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
 - (2) 興行施設、集会施設、展示場、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場、飲食施設、サービス施設、公益事業施設又は複合施設 当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設

- 5 6の項(7)に規定するオストメイトのための設備を設ける建築物は、次の各号に掲げる建築物のうち、当該各号に定める施設とする。
- (1)公衆便所 当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上の施設
 - (2)特別特定建築物(前号に定めるものを除く) 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
 - (3)医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等又は複合施設のうち(2)に定める施設以外の施設 当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上の施設
- 6 6の項(8)に規定する大型ベッドを設ける建築物は、医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等又は複合施設のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上の施設とする。
- 7 14の項に規定する授乳スペースを設ける建築物は、前項に規定する建築物のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設とする。
- 8 15の項(2)及び(3)に規定する案内板その他の設備を設ける建築物は、次の各号に掲げる建築物のうち、当該各号に定める施設とする。
- (1)公衆便所 当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上の施設
 - (2)特別特定建築物(前号に定めるものを除く) 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

2 交通機関の施設

整備箇所	整備基準
1便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>ア 洗浄機能付き汚物流し イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。) ウ 荷物を置くための棚その他の設備 エ 水石けん入れ オ 紙巻器 カ 汚物入れ キ 2以上の衣服を掛けるための金具等</p> <p>(3) 福祉型便房を設ける場合においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
2授乳スペース	<p>当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合においては、授乳できるスペースを設けるとともに、当該場所の出入口の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
3公衆電話	<p>1の表17の項に規定する基準を適用する。</p>
備考	<p>交通機関の施設の整備基準は、この表に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)の例による。</p>

3 道路

整備箇所	整備基準
1歩道	<p>(1) 原則としてセミフラット型とすること。</p> <p>(2) 歩道と車道は、構造上明確に分離すること。</p> <p>(3) 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 路面は、平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。</p> <p>(5) 歩道に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とすること。</p> <p>(6) 交通機関の施設と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(7) 歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないよう配慮し、当該部分の段差は、2センチメートル以下とすること。</p>

2視覚障がい者 誘導用ブロック	色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難い場合は、周囲の舗装材の色との明度の差又は輝度比の大きい色とすること。
3乗降車場	バス及びタクシーの乗降車場は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。
4標識類	1の表15の項(1)に規定する基準を適用する。

4 公園

整備箇所	整備基準
公園	福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)別表第1に定めるところによる。

5 路外駐車場

整備箇所	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(以下「普通自動車」という。)以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>ア 当該路外駐車場に設ける駐車施設(普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下ア及びイにおいて同じ。)の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 当該路外駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>(2) 路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設は、出入口から路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る路外駐車場内の通路は、1の表8の項(1)及び(3)に定める構造とすること。</p>

6 開発行為に係る施設

整備箇所	整備基準
1敷地内の通路	敷地内の通路を設ける場合においては、当該敷地内の通路は、1の表8の項に定める構造とすること。
2団地内広場	住宅開発団地に広場を設ける場合においては、当該広場は、4の表に定める基準に準じたものとする。

<別表第3>

1 建築物

整備箇所	誘導基準
1 出入口	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、有効幅員を120センチメートル以上とし、その他の出入口は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、有効幅員を120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる主要な出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口には、音声誘導装置等を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。</p> <p>ウ 高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 宿泊施設及び共同住宅等の各室の出入口のうち、1以上の出入口の幅は、内のりを85センチメートル以上とすること。</p>
2 廊下等	<p>廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、4の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口から、不特定かつ多数の者が利用する室の1の項(2)に定める構造の各出入口又は宿泊施設及び共同住宅等の室の1の項(3)に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造(自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等にあつては、アからオまでに定める構造)とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違ふことができる構造の部分)を設ける場合においては、140センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、3の項に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>ウ 1の項に定める構造の出入口並びに5の項(2)又は(3)に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>エ 壁面には、突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。</p> <p>オ 利用者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。</p> <p>カ 直接地上へ通ずる主要な出入口から視覚障がい者用案内設備までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けること。ただし、直接地上へ通ずる主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p>

3傾斜路	<p>廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造(自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等にあつては、(1)から(7)までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、150センチメートル(段を併設する場合においては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(6) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分は、点状ブロック等を敷設すること。ただし、建築物の立地状況若しくは用途から点状ブロック等を敷設することが必要でない、若しくは適当でない認められる場合の廊下等及び踊場又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場については、この限りでない。</p>
4階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主要な階段は、次に定める構造(自動車車庫及び共同住宅等にあつては、(1)から(7)までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 内のりは、150センチメートル以上(共同住宅等にあつては、140センチメートル以上)とすること。</p> <p>(2) けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(4) 回り段を設けないこと。</p> <p>(5) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(7) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(8) 階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場については、この限りでない。</p> <p>(9) 階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保すること。</p>
5エレベーター	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造(学校等施設及び共同住宅等にあつては、アからカまで、ク、ケ、サ及びスに定める構造)とし、かつ、当該エレベーターは主要な廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>ア かごの幅は、内のりを160センチメートル以上とすること。ただし、共同住宅等に設けられるものにあつては、かごの幅の内のり140センチメートル以上、かごの床面積1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上(共同住宅等でかご内にトランクが設けられている場合においては、トランクを含めたかごの奥行きは、内のりを200センチメートル以上)とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p>

	<p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、鏡等及び手すりを設けること。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けること。</p> <p>カ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90センチメートル以上(共同住宅等にあつては、80センチメートル以上)とすること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを180センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ス 乗降ロビー又はその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>(3) (1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のものは、別表第2の1 建築物の表5の項(2)アからエまで、カ、ク、サ及びスに定める構造(共同住宅等にあつては、ア、イ、エ、カ、ク、サ及びスに定める構造)とすること。</p> <p>(4) エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保すること。</p>
6便所	<p>(1) 別表第2 1 建築物の表6の項(1)の規定により設置すべき数の不特定かつ多数の者が利用する便所内に、次に定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、令和6年国土交通省告示第1294号(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件)に定める場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>エ 床と壁との色の明度の差を確保すること。</p> <p>オ 福祉型便房がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との色の明度の差を確保すること。</p> <p>カ 出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保すること。</p> <p>キ 便器と床及び壁(腰壁(床面からおおむね腰の高さに相当する位置までの部分に設ける壁をいう。以下同じ。))がある場合にあつては当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。</p> <p>ク 便器に設ける手すりと壁(腰壁がある場合にあつては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。</p> <p>ケ 福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合においては、この限りでない。</p>

- (2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける階においては、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りでない。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - ア 洗浄機能付き汚物流し
 - イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
 - ウ 荷物を置くための棚その他の設備
 - エ 水石けん入れ
 - オ 紙巻器
 - カ 汚物入れ
 - キ 2以上の衣服を掛けるための金具等
- (5) (1)の規定により福祉型便房を設ける階においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 床と壁との色の明度の差を確保すること。
 - イ 扉と壁及び床との色の明度の差を確保すること。
 - ウ 男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
 - エ 便器と床及び壁との色の明度の差を確保することとし、男性用小便器においては、設置面と床との明度の差を確保すること。
 - オ 手すりと壁(腰壁がある場合にあっては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。

7 駐車場

- (1) 車椅子利用者用駐車施設の数、駐車場の駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令和6年国土交通省告示第1296号(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件)に定める場合は、この限りでない。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 車椅子利用者用駐車施設は、当該車椅子利用者用駐車施設へ通ずる1の項(1)に定める構造の出入口から当該車椅子利用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は8の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むもの)に限り、距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

	<p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場の通路は、8の項(1)及び(3)に定める構造とすること。</p> <p>(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には、車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 駐車場がある旨を表示した標識には、周囲の壁等との色の明度の差の大きい色とすることとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。</p>
8敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、4の項(1)から(7)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項(1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>(4) 道等から視覚障がい者用案内設備に至る敷地内の通路(自動車庫、学校等施設及び共同住宅等の敷地内の通路を除く。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 3の項(1)及び(3)から(7)までに定める構造とすること。</p> <p>イ こう配は、15分の1以下とすること。</p> <p>(6) 敷地内の通路に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とすること。</p>
9手すり	<p>3の項に定める構造の傾斜路、4の項に定める構造の階段及び8の項に定める構造の敷地内の通路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、1本の場合にあつては80センチメートル程度とし、2本の場合にあつては65センチメートル程度及び85センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 傾斜路及び階段等の上下端部から高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(5) 手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</p>
10視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p>

11客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する客席を設ける場合においては、次に定める構造の車椅子使用者用の客席を、総客席数が100以下の場合にあつては2以上、総客席数が100を超え200以下の場合にあつては総客席数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上、総客席数が200を超え2,000以下の場合にあつては総客席数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上、総客席数が2,000を超える場合にあつては総客席数に10,000分の75を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に7を加えた数以上設けること。</p> <p>ア 客席のある室の1の項(2)に定める構造の出入口から容易に到達できる位置に設けること。</p> <p>イ 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 床は水平とし、床の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 転落防止のためのストッパー等を設けること。</p> <p>オ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できること。</p> <p>カ 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用の客席に隣接して設けること。</p> <p>(2) 総客席数が200を超える場合においては、(1)に定める数の車椅子使用者用の客席を2箇所以上に分散して設けること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用する客席のある室の1の項(2)に定める構造の出入口から(1)に定める構造の車椅子使用者用の客席に至る通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、3の項(1)から(7)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 高齢者、障がい者等に配慮した集団補聴設備等を設けること。</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用する観覧や集会の用に供する舞台を設ける場合においては、車椅子使用者が支障なく舞台上上がることができるような経路を1以上設けること。</p>
12浴室、シャワー室及び更衣室	<p>不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室及び更衣室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室、シャワー室及び更衣室をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、引き戸式又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口及び室内には、高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 必要な場所に手すりを設けること。</p> <p>(6) シャワー及び水栓は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>
13客室	<p>宿泊施設には、次に掲げる客室をそれぞれ次に定める数以上設けること。</p> <p>(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる客室 宿泊施設の総客室数が200以下の場合にあつては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数、総客室数が200を超える場合にあつては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えて得た数</p> <p>(2) 聴覚障がい者が円滑に利用できる客室 宿泊施設の総客室数が250以下の場合にあつては4、総客室数が250を超える場合にあつては4に客室数が250を超える客室数150(150に満たない端数は、150とする。)ごとに1を加えて得た数</p>
14授乳スペース	<p>必要に応じて授乳できるスペースを設け、ベビーベッド等を備えるとともに、当該場所の出入口の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>

15標識類	<p>(1) 標識及び案内設備(以下この表及び3 道路の表において「標識類」という。)を設ける場合においては、当該標識類は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 分かりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度の差の大きい色とすること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合においては、十分な照度を確保すること。</p> <p>オ 周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>カ 誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合においては、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音、光等による非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) エレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設については、案内板に配置を表示することとし、当該案内板には文字及びピクトグラムを併記すること。</p> <p>(4) エスカレーター、階段又は非常口の配置を案内板に表示する場合においては、文字及びピクトグラムを併記すること。</p> <p>(5) 案内板の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。</p> <p>(6) 非常口がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記すること。</p> <p>(7) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>(8) 案内板により主として外国人への情報提供を行う場合においては、多言語化、ルビふりに配慮すること。</p>
16券売機	<p>1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車椅子使用者の利用に支障のない構造とし、1以上の券売機では料金等を点字で表示すること。</p>
17公衆電話	<p>(1) 1か所に2以上の公衆電話を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障のない構造の公衆電話を1以上設けること。</p> <p>(2) 周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>(3) 杖を使用する歩行困難者等が身体を支えることができる手すり又は壁面を設けること。</p> <p>(4) 必要に応じて公衆ファックスを1以上設けること。</p>
18記載台等	<p>記載台等を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設けること。</p>
19幼児用遊び場	<p>必要に応じて幼児用遊び場を設けること。</p>
20水飲み器	<p>(1) 水飲み器を設ける場合においては、次に定める構造の水飲み器を1以上設けること。</p> <p>ア 飲み口の高さは、車椅子使用者の利用に支障のないものとする。</p> <p>イ 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(2) 周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保すること。</p>
21エスカレーター	<p>エスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。</p>

備考

- 1 特別特定建築物については、3の項(7)中「明度の差の大きい色とする」とあるのは「明度の差及び色相又は彩度の差が大きい色とする」と、4の項(6)中「色の明度の差が大きい」とあるのは「色の明度の差及び色相又は彩度の差が大きい」と、10の項(1)中「明度の差又は輝度比の大きい色とする」とあるのは「明度の差及び色相又は彩度の差が大きい色とする」とする。
- 2 4の項(9)、5の項(4)、6の項(1)エからクまで及び(6)、7の項(5)、15の項(3)から(5)まで並びに21の項に規定する設備を設ける建築物は、病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車車庫又は公共用歩廊とする。
- 3 6の項(5)に規定する大型ベッドを設ける建築物は、医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等又は複合施設のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設とする。

2 交通機関の施設

整備箇所	誘導基準
階段	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
エレベーター	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所とすること。</p> <p>ア 男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。</p> <p>イ 床と壁との明度の差を確保すること。</p> <p>ウ 大便器と床及び壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。</p> <p>エ 男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。</p> <p>オ 大便器及び男性用小便器に設ける手すりと壁等（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。</p> <p>カ 便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床との明度の差を確保すること。</p> <p>(2) 福祉型便房を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所又は便房とすること。</p> <p>ア 福祉型便房であることを表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。</p> <p>イ 床と壁との明度の差を確保すること。</p> <p>ウ 扉と壁及び床との明度の差を確保すること。</p> <p>エ 手すりと壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。</p> <p>オ 便器と床及び壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。</p>
標識類	駐車場又は非常口がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記すること。
エスカレーター	移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。

3 道路

整備箇所	誘導基準
道路	福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例(平成25年福岡市条例第9号)の例による。

4 公園

整備箇所	誘導基準
1出入口	福岡市公園条例別表第1の2に定めるところによる。

5 路外駐車場

整備箇所	誘導基準
路外駐車場	道路から路外駐車場へ通ずる出入口には、車椅子利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。

6 開発行為に係る施設

整備箇所	誘導基準
1敷地内の通路	敷地内の通路を設ける場合においては、当該敷地内の通路は、1の表8の項に定める構造とすること。
2団地内広場	住宅開発団地に広場を設ける場合においては、当該広場は、4の表に定める基準に準じたものとする。

<別表第4>

1 建築物

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び有効幅員、敷地内の通路に設けられる車椅子利用者用昇降機、手すり及び視覚障がい者誘導用ブロック等の位置並びに敷地内の車路の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び有効幅員又は内のり、出入口に設けられる戸の開閉の方法、視覚障がい者用の案内設備の位置、廊下等の位置及び有効幅員、廊下等に設けられる車椅子利用者用昇降機、手すり、視覚障がい者誘導用ブロック等及び音声誘導装置等の位置、階段の位置、内のり及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーター(車椅子利用者用昇降機を除く。以下同じ。)の位置、福祉型便房のある便所、腰掛便座、手すり等の設けられた便房(福祉型便房を除く。以下同じ。)のある便所、床置き式の小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通じる出入口から当該施設に至る駐車場内の通路の位置、有効幅員及び当該通路に設けられる車椅子利用者用昇降機の位置、車椅子利用者用の客席の位置、幅及び奥行き、車椅子利用者用の客席に隣接して設けられる同伴者用の客席又はスペースの位置、車椅子利用者用の浴室又はシャワー室の位置、車椅子使用者が円滑に利用できる客室の位置、聴覚障がい者が円滑に利用できる客室の位置、授乳スペースの位置並びに標示類、券売機、公衆電話及び記載台等の位置
仕上げ表		廊下等、傾斜路、階段、駐車場内の通路、敷地内の通路、車椅子利用者用の客席、当該客席のある室内の通路並びに浴室、シャワー室及び更衣室の床の表面の仕上げ材料及び仕上げ方法
縦断面図	廊下等又は敷地内の通路に設けられる段又は階段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	廊下等又は敷地内の通路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられる鏡等、手すり、かごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、福祉型便房のある便所の構造、福祉型便房及び腰掛便座、手すり等の設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器の構造
	手すり	縮尺、外形、両端部及びわん曲部の構造並びに傾斜路及び階段の両端部の構造
	視覚障がい者誘導用ブロック等	縮尺、視覚障がい者誘導用ブロック等及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状
	浴室、シャワー室及び更衣室	縮尺及び手すり、給水栓等の構造
	客室	縮尺並びに便所、浴室及びベッドの位置及び構造
	授乳スペース	縮尺及び構造
	記載台等	縮尺並びに構造及び寸法

2 交通機関の施設

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、特定施設及びその改札口の位置
各階平面図		縮尺、方位、床の高低、改札口の位置及び有効幅員、通路の位置及び有効幅員、通路に設けられる車椅子使用者用昇降機、手すり及び視覚障がい者誘導用ブロックの位置、階段の位置、内のり及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロックの位置、エレベーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる転落防止柵及びベンチ等の設備の位置、便所の位置並びに標示類及び券売機の位置
仕上げ表		通路、傾斜路、階段及び乗降場の床の表面の仕上げ材料及び仕上げ方法
縦横断面図	主要な階段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	通路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	乗降場	縮尺、床面の構造及び寸法、転落防止柵の寸法、乗降場と公共車両等との隙間及び段差の寸法
構造詳細図	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられる鏡等、手すり、かごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	手すり	縮尺、外形、両端部及びわん曲部の構造並びに傾斜路及び階段の両端部の構造
	視覚障がい者誘導用ブロック	縮尺、視覚障がい者誘導用ブロック及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状

3 道路

図書の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
平面図		縮尺、方位、道路の境界線、道路の高低、道路と道路に接する周囲の土地の高低、歩道と車道の位置及び有効幅員、歩道の仕上げ材料及び仕上げ方法、排水溝及び排水ますの位置、道路内構造物の位置、車両が歩道を横断する部分の位置、視覚障がい者誘導用ブロックの位置、立体横断歩道施設に設けられる手すり、階段、照明及びエレベーターの位置、乗降車場の位置並びに標示類の位置
縦横断面図	歩道	縮尺、横断こう配、歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分の段差及びすりつけ部の縦断こう配
構造詳細図	歩道	縮尺、歩道の舗装の構造及び寸法並びに排水溝及び排水ますの構造
	立体横断歩道施設	縮尺、階段、通路及びエレベーターの構造並びに照明の位置
	視覚障がい者誘導用ブロック	縮尺、視覚障がい者誘導用ブロック及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状

4 公園

図書の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
平面図		縮尺、方位、公園の境界線、公園の出入口の位置及び有効幅員、車止めの柵の位置、間隔及び当該柵の前後に設ける水平部分の寸法、園路の位置、有効幅員、仕上げ材料(当該園路が段、傾斜路又はその踊場若しくは水平部分を有する場合にあっては、それらを含む。)及び当該園路を横断する排水溝の位置、階段及び傾斜路の位置、有効幅員、形状及び手すりの位置、階段に設けられる点状ブロック等及び照明の位置並びに便所、駐車場、標示類、ベンチ、野外卓、券売機及び水飲み器、休憩所及び管理事務所、屋根付き広場、野外劇場及び野外音楽堂の位置
縦横断面図	園路	縦断こう配及び横断こう配
	園路に設けられる段又は階段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	階段に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	便所	縮尺、福祉型便房のある便所の構造、福祉型便房及び腰掛便座、手すり等の設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器の構造
	視覚障がい者誘導用ブロック等	縮尺、視覚障がい者誘導用ブロック等及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状
	園路を横断する排水溝、野外卓及び水飲み器、休憩所及び管理事務所、屋根付き広場、野外劇場及び野外音楽堂	縮尺並びに構造及び寸法

5 路外駐車場

図書の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
平面図		縮尺、方位、車椅子使用者駐車施設の位置及び幅並びに当該施設から出入口までの通路の位置及び有効幅員(当該通路が傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。)
縦横断面図	通路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅

6 開発行為に係る施設

図書の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
造成計画平面図		縮尺、方位、開発区域の境界及び敷地内の通路にあっては1の表配置図の項に定める事項、団地内広場にあっては4の表平面図の項に定める事項
造成計画縦横断面図		敷地内の通路にあっては1の表縦断面図の項に定める事項、団地内広場にあっては4の表縦横断面図の項に定める事項

(宛先)福岡市長

協議者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定により、特定施設の新設等について、次のとおり協議します。

施設 の 名 称					
建 築 場 所					
主 要 用 途					
構 造 ・ 階 数		造 ・ 地上 階 地下 階			
敷 地 面 積		m ²	建 築 面 積		m ²
工 事 種 別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更			
延 べ 面 積	特 定 施 設	用 途	工 事 部 分	既 存 部 分	合 計
	内 訳		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	特定施設の面積合計		m ²	m ²	m ²
特定施設以外の面積合計		m ²	m ²	m ²	
延べ面積合計		m ²	m ²	m ²	
確 認 申 請 予 定 日	年 月 日				
敷地が開発行為に係る場合	条例に基づく 協議番号	第 号	協 議 日	年 月 日	
工 事 予 定 期 間	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
設 計 者 等	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
	代 表 者 の 氏 名				
	担 当 者 の 氏 名		電 話 番 号		

※ 処 理 欄		
受 付	年 月 日	適合証の交付予定
	第 号	・ 条例による適合証交付予定(・優良)・交付しない
	職員氏名	・ バリアフリー法認定交付予定
整備基準適合箇所【・整は整備基準適合 ・誘は誘導基準適合を示す】		
<input type="checkbox"/> 出入口・整・誘 <input type="checkbox"/> 廊下等・整・誘 <input type="checkbox"/> 階 段・整・誘 <input type="checkbox"/> エレベーター・整・誘 <input type="checkbox"/> 福祉型便房・整・誘 <input type="checkbox"/> 一般便所・整 <input type="checkbox"/> 駐 車 場・整・誘 <input type="checkbox"/> 敷地内の通路・整・誘 <input type="checkbox"/> その他整備箇所()		
建築規模等による適用除外事項		
・ 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声誘導装置等 ・エレベーター ・福祉型便房 ・ 壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェア ・授乳スペース ・その他		
その他指示・指導内容		

備考

- 1 必要な図書を必ず添付してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。
- 3 延べ面積の内訳用途面積は、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1 1 建築物の表の区分ごとに、バックヤードを含む面積を記入してください。

特定施設新設等事前協議書

年 月 日

(宛先)福岡市長

協議者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定により、特定施設の新設等について、次のとおり協議します。

施設 の 名 称					
工 事 場 所					
施設 の 種 類		交通機関の施設・道路・公園・路外駐車場・開発行為に係る施設			
工 事 種 別		新設・改修			
施設 の 内 容 及 び 規 模					
確認申請予定日		年 月 日			
工事予定期間		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
設 計 者 等	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	代表者の氏名				
	担当者の氏名			電話番号	
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄			
年 月 日					
第 号					
職員氏名					

備考

- 1 特定施設ごとに協議書を提出してください。
- 2 必要な図書を必ず添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

特定施設変更事前協議書

年 月 日

(宛先)福岡市長

協議者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定により、特定施設の変更について、次のとおり協議します。

施設 の 名 称					
建 築 場 所					
当初の協議年月日		年 月 日		当初の協議番号 第 号	
変 更 の 理 由					
変 更 の 内 容		変 更 前		変 更 後	
工 事 予 定 期 間		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
設 計 者 等	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	代表者の氏名				
	担当者の氏名		電 話 番 号		
※ 処 理 欄					
受 付	年 月 日		適合証の交付予定		
	第 号		・ 条例による適合証交付予定(・優良)・交付しない		
	職員氏名		・ バリアフリー法認定交付予定		
整備基準適合箇所【・整は整備基準適合 ・誘は誘導基準適合を示す】					
<input type="checkbox"/> 出入口 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> 廊 下 等 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> 階 段 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> エレベーター ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> 福祉型便房 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> 一 般 便 所 ・整 ・変更なし <input type="checkbox"/> 駐 車 場 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> 敷地内の通路 ・整・誘・変更なし <input type="checkbox"/> その他整備箇所()					
建築規模等による適用除外事項					
<input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声誘導装置等 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 福祉型便房 <input type="checkbox"/> 壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェア <input type="checkbox"/> 授乳スペース <input type="checkbox"/> その他					
その他指示・指導内容					

備考

- 1 必要に応じて図書を添付してください。
- 2 当初の事前協議書を添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

建築物以外

特定施設変更事前協議書

年 月 日

(宛先)福岡市長

協議者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定により、特定施設の変更について、次のとおり協議
します。

施設の名称				
工事場所				
当初の協議年月日	年 月 日	当初の協議番号	第 号	
変更の理由				
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
工事予定期間	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
設計者等	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	代表者の氏名			
	担当者の氏名		電話番号	
※ 受付欄	※ 処 理 欄			
年 月 日				
第 号				
職員氏名				

備考

- 1 特定施設ごとに協議書を提出してください。
- 2 必要に応じて図書を添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第3号

建築物

特定施設工事完了届出書

年 月 日

(宛先)福岡市長

届出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第30条第1項の規定により、特定施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称			
建 築 場 所			
協 議 番 号		第	号
協 議 年 月 日		年	月 日
工 事 完 了 年 月 日		年	月 日
施 工 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	担 当 者 の 氏 名	電 話 番 号	
設 計 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	担 当 者 の 氏 名	電 話 番 号	

※ 処 理 欄			
受 付	年 月 日	検 査 年 月 日	適合証の交付・あり・なし
	第 号	年 月 日	適合証の内容
	職員氏名	検査員氏名	・条例による適合証(・優良)
整備基準完了適合箇所【・整は整備基準適合 ・誘は誘導基準適合を示す】			
<input type="checkbox"/> 出入口・整・誘 <input type="checkbox"/> 廊下等・整・誘 <input type="checkbox"/> 階段・整・誘 <input type="checkbox"/> エレベーター・整・誘 <input type="checkbox"/> 福祉型便房・整・誘 <input type="checkbox"/> 一般便所・整 <input type="checkbox"/> 駐車場・整・誘 <input type="checkbox"/> 敷地内の通路・整・誘 <input type="checkbox"/> その他整備箇所()			
建築規模等による適用除外事項			
・視覚障がい者誘導用ブロック又は音声誘導装置等 ・エレベーター ・福祉型便房 ・壁面収納型ベビーベッド等及びベビージェア ・授乳スペース ・その他			
現場での指示・指導内容			

備考

- 1 事前協議の対象となった部分の写真を必ず添付してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

建築物以外

特定施設工事完了届出書

年 月 日

(宛先)福岡市長

届出者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第30条第1項の規定により、特定施設の工事を完了したので、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称			
工 事 場 所			
協 議 番 号	第	号	
協 議 年 月 日	年	月	日
工 事 完 了 年 月 日	年	月	日
施 工 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	担 当 者 の 氏 名	電 話 番 号	
設 計 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	担 当 者 の 氏 名	電 話 番 号	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄		
年 月 日			
第 号			
職員氏名			

備考

- 1 事前協議の対象となった部分の写真を必ず添付してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

(宛先)福岡市長

請求者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第31条第2項の規定により、適合証の交付を請求します。

施設の名 称					
建 築 場 所					
協 議 番 号		第 号			
主 要 用 途					
構 造 ・ 階 数		造 ・ 地上 階 地下 階			
敷 地 面 積		m ²	建 築 面 積	m ²	
工 事 種 別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更			
延 べ 面 積	特 定 施 設	用 途	工 事 部 分	既 存 部 分	合 計
	内 訳		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	特定施設の面積合計		m ²	m ²	m ²
	特定施設以外の面積合計		m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積 合 計		m ²	m ²	m ²	
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日			
設 計 者 等	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
	代 表 者 の 氏 名				
	担 当 者 の 氏 名			電 話 番 号	

※ 処 理 欄				
受 付	年 月 日	現 地 確 認 年 月 日	適合証の交付内容	
	第 号	年 月 日	適合証の内容	
	職員氏名	検査員氏名	・ 適合証 ・ 優良適合証	
整備基準適合箇所【・整は整備基準適合 ・誘は誘導基準適合を示す】				
○ 出 入 口 ・ 整 ・ 誘 ○ 廊 下 等 ・ 整 ・ 誘 ○ 階 段 ・ 整 ・ 誘 ○ エレベーター ・ 整 ・ 誘 ○ 福祉型便房 ・ 整 ・ 誘 ○ 一般便所 ・ 整 ○ 駐車場 ・ 整 ・ 誘 ○ 敷地内の通路 ・ 整 ・ 誘 ○ その他整備箇所()				
建築規模等による適用除外事項				
・ 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声誘導装置等 ・ エレベーター ・ 福祉型便房 ・ 壁面収納型ベビーベッド等及びベビィチェア ・ 授乳スペース ・ その他				
現場での指示・指導内容				

備考

- 1 必要な図書及び写真等を必ず添付してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。
- 3 延べ面積の内訳用途面積は、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1 1 建築物の表の区分ごとに、バックヤードを含む面積を記入してください。

建築物以外

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

(宛先)福岡市長

請求者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

福岡市福祉のまちづくり条例第31条第2項の規定により、適合証の交付を請求します。

施設 の 名 称			
工 事 場 所			
施設 の 種 類	交通機関の施設・道路・公園・路外駐車場・開発行為に係る施設		
工 事 種 別	新設・改修		
施設 の 内 容 及 び 規 模			
工事完了年月日	年 月 日		
設 計 者 等	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
	担当者の氏名	電話番号	
※ 受付欄	※ 処理欄		
年 月 日			
第 号			
職員氏名			

備考

- 1 特定施設ごとに請求書を提出してください。
- 2 必要な図書及び写真等を必ず添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

勸告書

様

福岡市長

印

あなたは、福岡市福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定による協議を開始していないので、同条例第32条第1項の規定により、直ちに当該協議を開始するよう下記のとおり勸告します。

記

1 施設の名称

2 建築場所又は工事場所

3 協議開始期限 年 月 日

4 協議先

勸告書

様

福岡市長

印

あなたは、福岡市福祉のまちづくり条例第30条第1項の規定による工事の完了の届出を行っていないので、同条例第32条第2項の規定により、直ちに当該届出を行うよう下記のとおり勸告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 建築場所又は工事場所
- 3 協議番号 第 号
- 4 協議年月日 年 月 日
- 5 届出期限 年 月 日
- 6 届出先

勸告書

様

福岡市長

印

あなたは、福岡市福祉のまちづくり条例 ^{第29条第3項} _{第30条第2項} に規定する指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったと認められるので、同条例第32条第3項の規定により、その指導又は助言に従うよう下記のとおり勧告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 建築場所又は工事場所
- 3 協議番号 第 号
- 4 協議年月日 年 月 日
- 5 指導又は助言の内容
- 6 報告期限 年 月 日
- 7 報告先

第	号	証 明 書				60 ミ リ メ ー ト ル
		所 属				
		職・氏名				
		生年月日	年	月	日生	
<p>上記の者は、福岡市福祉のまちづくり条例第33条第1項に規定する行為を行う権限を有する職員であることを証明する。</p>						
発行年月日	年	月	日			
有効期限	年	月	日			
福岡市長					印	
----- 90ミリメートル -----						

<p>福岡市福祉のまちづくり条例(抜粋)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第33条 市長は、第26条及び第28条から前条までの規定を施行するために必要な限度において、対象施設の所有者等又は特定整備主に対し、対象施設が整備基準に適合するように設計され、工事され、又は維持され、保全されているかどうかについて、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象施設に立ち入らせ、及び調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象施設の所有者等又は特定整備主の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

特定施設新設等通知書

年 月 日

(宛先)福岡市長

通知者 所在地
 名称
 代表者の氏名
 電話番号

福岡市福祉のまちづくり条例第34条第2項の規定により、特定施設の新設等について、次のとおり通知します。

施設 の 名 称					
建 築 場 所					
主 要 用 途					
構 造 ・ 階 数		造 ・ 地上 階 地下 階			
敷 地 面 積		m ² 建 築 面 積		m ²	
工 事 種 別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更			
延 べ 面 積	特 定 施 設	用 途	工 事 部 分	既 存 部 分	合 計
	内 訳		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	特定施設の面積合計		m ²	m ²	m ²
特定施設以外の面積合計		m ²	m ²	m ²	
延 べ 面 積 合 計		m ²	m ²	m ²	
確認申請又は計画通知予定日		年 月 日			
敷地が開発行為に係る場合		条例に基づく 協議番号	第 号	協 議 日	年 月 日
工 事 予 定 期 間		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
設 計 者 等	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
	代 表 者 の 氏 名				
	担 当 者 の 氏 名			電 話 番 号	

※ 処 理 欄

受 付	年 月 日	適合証の交付予定
	第 号	・ 条例による適合証交付予定(・優良)・交付しない ・ バリアフリー法認定交付予定
職員氏名		
整備基準適合箇所【・整は整備基準適合 ・誘は誘導基準適合を示す】		
○ 出 入 口・整・誘 ○ 廊 下 等・整・誘 ○ 階 段・整・誘 ○ エレベーター・整・誘 ○ 福祉型便房・整・誘 ○ 一般便所・整 ○ 駐 車 場・整・誘 ○ 敷地内の通路・整・誘 ○ その他整備箇所()		
建築規模等による適用除外事項		
・ 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声誘導装置等 ・エレベーター ・福祉型便房 ・ 壁面収納型ベビーベッド等及びベビージェア ・授乳スペース ・その他		
その他指示・指導内容		

備考

- 1 必要な図書を必ず添付してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。
- 3 延べ面積の内訳用途面積は、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1 1 建築物の表の区分ごとに、バックヤードを含む面積を記入してください。

特定施設新設等通知書

年 月 日

(宛先)福岡市長

通知者 所在地
 名称
 代表者の氏名
 電話番号

福岡市福祉のまちづくり条例第34条第2項の規定により、特定施設の新設等について、次のとおり通知します。

施設 の 名 称					
工 事 場 所					
施設 の 種 類		交通機関の施設・道路・公園・路外駐車場・開発行為に係る施設			
工 事 種 別		新設・改修			
施設 の 内 容 及 び 規 模					
工 事 予 定 期 間		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
設 計 者 等	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
	代 表 者 の 氏 名				
	担 当 者 の 氏 名		電 話 番 号		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄			
年 月 日					
第 号					
職員氏名					

備考

- 1 特定施設ごとに通知書を提出してください。
- 2 必要な図書を必ず添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

福岡市福祉のまちづくり条例に基づく 特定施設整備項目表（チェックリスト）

目次

福岡市福祉のまちづくり条例の事前協議等の方法に関する様式を定める要綱

様式第1号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【建築物】

様式第2号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【交通機関の施設】

様式第3号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【道路】

様式第4号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【公園】

様式第5号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【路外駐車場】

様式第6号 特定施設整備項目表(チェックリスト)【開発行為に係る施設】

福岡市福祉のまちづくり条例の事前協議等の方法に関する様式を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は福岡市福祉のまちづくり条例に規定する事前協議又は通知の方法に必要な書類の様式を定めるものとする。

(特定施設整備項目表)

第 2 条 条例施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の市長が別に定める特定施設が整備基準に適合することを明らかにする特定施設整備項目表は、次の表のとおりとする。

様式番号	様式の名称
1	特定施設整備項目表(チェックリスト)【建築物】
2	特定施設整備項目表(チェックリスト)【交通機関の施設】
3	特定施設整備項目表(チェックリスト)【道路】
4	特定施設整備項目表(チェックリスト)【公園】
5	特定施設整備項目表(チェックリスト)【路外駐車場】
6	特定施設整備項目表(チェックリスト)【開発行為に係る施設】

2 上記の特定施設整備項目表は、事前協議又は通知する特定施設に該当するものを適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

特定施設整備項目表(チェックリスト)

【建築物】

〈記入要領〉

- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることがが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

1 出入口 a(建物出入口, 駐車場出入口)

(1)直接地上又は駐車場へ通ずる出入口			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	それぞれ1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	—	—
(1) 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。		
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左		
(4) 音声誘導装置等	—	視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	—	
備考				

1 出入口 b(各室の出入口)

(2)不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	—	—
(1) 出入口の幅員	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車椅子使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員80cm以上。	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車椅子使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員90cm以上。		
	[宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内のり80cm以上。	[宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内のり85cm以上。		
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左		
備考	※1 宿泊施設の車椅子使用者用客室の出入口は、「13客室」の整備項目表にも記入する。			

2 廊下等（共同住宅等は共用のものに限る）（・レイアウト未定 ・テナント未定）

廊下等全般			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(2) 段	段を設ける場合、「4階段」に定める構造とする。 （※4階段の整備項目表に記入する。）	同左		
直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場出入口から各室の出入口に至る経路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の経路は下記に定める構造とする。 共同住宅にあっては、(3)、(5)～(7)に定める構造とする。 「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含む。	経路は下記に定める構造とする。 自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等にあっては、(3)、(6)～(9)に定める構造とする。	—	—
(3) 有効幅員	120cm以上。 ただし、小規模な建築物で車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける等により、車椅子使用者の通行に支障がないと認められる場合は、90cm以上とすることができる。	180cm（廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける場合は140cm）以上。		
(4) 末端付近の構造	車椅子の転回に支障のないものとする（共同住宅等は除く）。	—		—
(5) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設ける。	—		—
(6) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 （※3傾斜路の整備項目表に記入する。） 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	同左		
(7) 出入口に接する部分	出入口並びに「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。	出入口並びに「5エレベーター」の①又は④に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。		
(8) 壁面	—	突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずる。	—	
(9) 休憩設備	—	施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設ける。	—	
道等から視覚障がい者用案内設備までの経路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(10) 視覚障がい者誘導用ブロック等 ※1	1以上の経路（視覚障がい者に配慮された構造のエレベーターの昇降路を含む）は、下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1） ただし、以下の場合は、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。 ③建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合。	下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注2） ただし、以下の場合は、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3）	同左 注4）		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
備考	※1 視覚障がい者誘導用ブロックの色、大きさは、「10視覚障がい者誘導用ブロック等」による。			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照
 注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
 注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

3 傾斜路 【2廊下等 / 7駐車場 / 8敷地内の通路 / 11客席及び舞台】

↑※該当する項目に○をつける。

【2廊下等】の傾斜路及びその踊場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	こう配が1/25以下の場合は、傾斜路として取り扱わない。	同左	—	—
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)		
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/12以下。		
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左		
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
(5) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)		
(7) 点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する。注3) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、若しくは適当でない場合。 ②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。 ③高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の場合	同左 注4)		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
 注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照
 注4)自動車車庫及び共同住宅等を除く

【7駐車場 8敷地内の通路 11客室又は舞台】の傾斜路及びその踊場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	こう配が1/25以下の場合、傾斜路として取り扱わない。	同左	—	—
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)		
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合1/8)以下。	1/15以下。 「11客室及び舞台」の場合は1/12以下。		
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左		
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
(5) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)		
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照
注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照
注4)自動車車庫及び共同住宅等を除く

4 階段

【 2廊下等 / 4階段 / 8敷地内の通路 】

↑ ※該当する項目に○をつける。

直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主要な階段(共同住宅等にあつては共用のものに限る)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	共同住宅等にあつては共用のものに限る。 共同住宅等で、「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は適用しない。	—	—	—
(1) 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度, 2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から, 高齢者, 障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し, 両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部, わん曲部等に現在位置, 方向, 行き先等を点字で表示する。	—	
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし, 構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			—	—
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注4) ただし, 以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注5) ただし, 段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は, この限りでない。		
色	原則として黄色とする。 ただし, これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注2)	同左 注3)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) けあげ, 踏面の寸法	—	けあげ16cm以下, 踏面30cm以上。	—	
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
標識の掲示	—	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は, 文字及びピクトグラムを併記することとし, 標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	—	
備考	※1 手すり: 1段の時は不要。2段の時は, けあげ16cm以下, 踏面30cm以上のときのみ不要。			

注1) 用途面積が300m²未満の建築物又はエレベーター等が設けられ, もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者, 障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2) 別表第2整備基準 1 建築物の表 備考2を参照

注3) 別表第3誘導基準 1 建築物の表 備考3を参照

注4) 別表第2整備基準 1 建築物の表 備考1を参照

注5) 自動車車庫及び共同住宅等を除く。

注6) 別表第3誘導基準 1 建築物の表 備考2を参照

【2廊下等】に段を設ける場合			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	共同住宅等にあっては共用の者に限る。	—	—	—
(1) 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	—
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			—	—
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注4) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注5) ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は、この限りでない。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注2)	同左 注3)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—	—
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
標識の掲示	—	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	—	—
備考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。			

注1)用途面積が300m²未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注5)自動車車庫及び共同住宅等を除く。

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

【8敷地内の通路】に段を設ける場合			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 幅員	-	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	-	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	-	
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			-	-
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(7) けあげ、踏面の寸法	-	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	-	
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			-	-
標識の掲示	-	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	-	
備考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。			

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

5 エレベーター

①不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物に設けるエレベーター			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点 ※施設整備マニュアル改訂版2025のp92「整備基準の対象区分早見表」を参照	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する下記の施設には、当該階に停止する1以上の下記に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>〈Aタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設、共同住宅等、自動車車庫並びに事務所及び工場を除くその他の特定建築物： 用途面積の合計が2,000m²以上又は階数が2以上 ・事務所及び工場： 用途面積の合計（工場にあっては作業場を除く）が5,000m²以上かつ階数が2以上 <p>上記施設は、(1)～(13)を適用する。</p> <p>〈Bタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設（学校教育法第1条に規定する学校）： 用途面積の合計が2,000m²以上かつ階数が3以上 ・学校等施設（上記を除く）： 用途面積の合計が2,000m²以上かつ階数が5以上 ・自動車車庫： 用途面積の合計が2,000m²以上かつ階数が2以上 ・事務所及び工場： 用途面積の合計（工場にあっては作業場を除く）が2,000m²以上5,000m²未満かつ階数が2以上のもの <p>上記施設は(1)～(6)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。</p> <p>〈Cタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等で用途面積の合計が2,000m²以上かつ階数が5以上のものは、(1)、(2)、(4)、(5)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。 <p>※当該対象施設のうち、床面積2,000m²未満の建築物で、次の表②【小規模1】、③【小規模2】に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、下記の構造は適用しない。</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する建築物には、当該階に停止する1以上の下記(1)～(14)に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、学校施設及び共同住宅等にあっては、(1)～(6)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。</p>	—	—
(1) かごの幅	内のり140cm以上。ただし、共同住宅等は、105cm以上、床面積1.59m ² 以上。	内のり160cm以上。ただし、共同住宅等は、140cm以上、床面積1.83m ² 以上。		
(2) かごの奥行き	内のり135cm以上。	内のり135cm以上（共同住宅等でかご内にトランクが設けられている場合は、トランクを含めたかごの奥行きは、内のりを200cm以上）。		
(3) かごの形状	平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	同左		
(4) かご内の表示装置	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	同左		
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すりを設ける。	同左		
(6) 昇降方向の表示装置	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	同左		
(7) かご内の音声装置	かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。	同左		
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90cm以上（共同住宅等は80cm以上）。		
(9) 車椅子使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	同左		
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	同左		
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	それぞれ内のりを150cm以上。	それぞれ内のりを180cm以上。		
(12) 乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合はこの限りでない。	同左		

(13)	標識の掲示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	同左		
(14)	設置位置	—	エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設ける	—	—
(15)	認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
	標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
備考					

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

②上記①の表の施設のうち、階数が5以上で床面積2,000m2未満の場合			【小規模1】	チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—	
(2)	かごの奥行き	車椅子使用者が利用可能な構造とする。 ※1	—	—	
(5)	かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車椅子が乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—	—	
(8)	出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。		
(9)	車椅子使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	—	—	
(10)	視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—	—	
(15)	認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
	標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
備考		※1 施設整備マニュアル改訂版2025のp99の表を参照			

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

③上記①の表の施設のうち、階数が4以下で床面積が2,000m2未満の場合			【小規模2】	チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—	
(5)	かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車椅子が乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—	—	
(8)	出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。		
(10)	視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—	—	
(15)	認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
	標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
備考					

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

④上記①の表に定める構造のエレベーター以外のもの(例:2台目以上のエレベーター)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	共同住宅等は, (1), (2), (4), (6), (8), (11)及び(13)に定める構造とする。	—	—
(1) かごの幅	—	内のり140cm以上。ただし, 共同住宅等は, 105cm以上, 床面積1.59m ² 以上。	—	—
(2) かごの奥行き	—	内のり135cm以上。	—	—
(3) かごの形状	—	平面形状は, 車椅子の転回に支障がないものとする。	—	—
(4) かご内の表示装置	—	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	—	—
(6) 昇降方向の表示装置	—	乗降ロビーには, 到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	—	—
(8) 出入口の幅員	—	かご及び昇降路の出入口の幅は, それぞれ内のりを80cm以上。	—	—
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	—	それぞれ内のりを150cm以上。	—	—
(13) 標識の掲示	—	乗降ロビー又はその付近に高齢者, 障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	—	—
(15) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
	標識の掲示	—	—	—
		エレベーターがある旨を表示した標識には, 文字及びピクトグラムを併記することとし, 標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
備考				

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

6 便所 a(福祉型便房)

不特定かつ多数の者が利用する便所(福祉型便房)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	「建築物移動等円滑化基準対象建築物」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条に規定する特別特定建築物かつ用途面積2,000㎡以上を対象とする。	-	-	-
(1) 必要数	不特定多数利用便所を設ける階において、当該便所の1以上に、下記に定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上。)設ける。ただし、令和6年国土交通省告示第1074号第5号に規定する国土交通大臣が定める場合は、この限りではない。 ※1	「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合で定める必要数に相当する数の「不特定かつ多数の者が利用する便所」を設け、当該便所内に、下記に定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。ただし、令和6年国土交通省告示第1294号に規定する国土交通大臣が定める場合においてはこの限りではない。	-	-
10,000㎡を超える階の福祉型便房の必要数	[当該階の床面積が10,000㎡を超える階] ・2以上 [当該階の床面積が40,000㎡を超える階] ・当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上		-	-
建築物移動等円滑化基準対象建築物以外	便所を設ける場合においては、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。ただし、公衆便所で安全管理上次に定める基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。		-	-
(2) 便房の構造	車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。注1)	車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。	-	-
(3) 有効幅員	福祉型便房の出入口及び便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。	同左	-	-
(4) ドアの構造	福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	同左	-	-
(5) 標識の掲示	福祉型便房のある便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左	-	-
(6) 設置位置	-	福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設ける。ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合は、この限りでない。	-	-
(7) 便器	腰掛便座を設ける。	-	-	-
(8) 手すり	手すりを設ける。	-	-	-
(9) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6便所<共通>」による。注2)	同左	-	-
(10) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所<共通>」による。注3)	同左	-	-
(11) 大型ベッド	福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。)を設ける。注4) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	福祉型便房を設ける階においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設ける。注5) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	-	-
(12) 認知症の人にもやさしいデザイン			-	-
便房の構造	-	床と壁との色の明度差を確保する。注6)	-	-
標識の掲示	-	福祉型便房がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	-	-
ドアの構造	-	出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保する。注6)	-	-

便器等	—	便器と床及び壁(腰壁がある場合にあつては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
	—	便器に設ける手すりと壁(腰壁がある場合にあつては当該腰壁)等との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
備考	※1 施設整備マニュアル改訂版2025のp105～106の必要数の例を参照			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考3を参照
注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考4を参照
注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考5を参照
注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考6を参照
注5)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考1を参照
注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

6 便所 b(一般便所)

不特定かつ多数の者が利用する便所(一般便所)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 必要数			—	—
建築物移動等円滑化基準対象建築物	下記に定める基準に適合する不特定多数利用便所を不特定多数の者が利用する階の階数に相当する数以上設ける。 ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りではない。	—		—
設置位置	不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数者等が不特定利用便所を利用する上で支障がない位置に設ける。	—		—
建築物移動等円滑化基準対象建築物以外	便所を設ける階には、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ただし、上記の表に定める基準に適合する福祉型便房が設けられる階には、この限りでない。	—		—
(2) 便房の構造	腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設ける。	—		—
(3) 有効幅員	便所の出入口は有効幅員80cm以上。 便房の出入口は有効幅員65cm以上。	—		—
(4) ドアの構造	便所の出入口にドアを設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	—		—
(5) 男性用小便器	小便器のある便所を設ける階では、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。	小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。		
(6) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6<共通>」による。	同左		
(7) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所<共通>」による。	同左		
(9) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
便房の構造	—	床と壁との色の明度差を確保する。注6)	—	—
ドアの構造	—	出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
標識の掲示	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びビクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	—	—
便器等	—	便器と床及び壁との色の明度の差を確保することとし、男性用小便器においては、設置面と床との明度の差を確保すること。注6)	—	—
	—	手すりと壁(腰壁がある場合にあつては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
備考				

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

6 便所〈共通〉

便所に設けるベビーベッド等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(7) ベビーベッド等及びベビーチェア	<p>便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注1) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p> <p>ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。</p>	<p>便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p> <p>ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。</p>		
(8) オストメイトのための設備	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)のための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注2) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p>		
	ア 洗浄機能付き汚物流し	同左		
	イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)	同左		
	ウ 荷物を置くための棚その他の設備	同左		
	エ 水石けん入れ	同左		
	オ 紙巻器	同左		
	カ 汚物入れ	同左		
	キ 2以上の衣服を掛けるための金具等	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考4を参照

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考5を参照

7 駐車場

車椅子利用者用駐車施設		チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	不特定かつ多数の者が利用する駐車場及び「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第7条第3項に基づく共同住宅等の車椅子利用者のための駐車場を設ける駐車施設に適用する。	-	- -
(1) 必要数	<p>[全駐車台数(※1)200台以下の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全駐車台数×1/50以上 <p>[全駐車台数(※1)200台を超える場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(全駐車台数×1/100)+2以上 <p>※端数は全て切り上げる。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、上記の規定は適用しない。</p> <p>①機械式駐車場等であり、かつ出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1箇所以上設けられている場合</p> <p>②機械式駐車場等及び当該機械式駐車場以外の駐車場等を設ける場合で以下を満たすもの</p> <p>ア)機械式駐車場等の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1箇所以上設けられている</p> <p>イ)機械式駐車場等に設ける駐車施設の数及び駐車場等に設ける車椅子利用者用駐車施設の数の合計が次の区分に応じて定める数以上設けられている</p> <p>a.駐車施設の総数が200以下の場合 当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数</p> <p>b.駐車施設の総数が200を超える場合 当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。</p> <p>③建築物の増築等を行う場合で、車椅子利用者用駐車施設を次の区分に応じて定める数以上設ける場合</p> <p>ア)当該増築部分等に係る部分に駐車場を設ける場合は次の区分に応じて定める数</p> <p>a.駐車施設の総数が200以下の場合 当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数</p> <p>b.駐車施設の総数が200を超える場合 当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。</p> <p>イ)当該増築部分等に係る部分に駐車場を設けない場合は1</p>	<p>・全駐車台数(※1)×1/50以上</p> <p>※端数は全て切り上げる。</p>	
(2) 設置位置	駐車場へ通じる建物の出入口から車椅子利用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設ける。	同左	
(3) 駐車施設の幅等	車椅子利用者用駐車施設の幅は350cm以上。	同左	
(4) 駐車区画の表示	車椅子利用者用である旨を見やすい方法により表示する。 ただし、全駐車台数が5未満の駐車場はこの限りでない。	車椅子利用者用である旨を見やすい方法により表示する。	
(5) 駐車施設の表示	-	道路から駐車場に通ずる出入口に車椅子利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	-
(6) 駐車場の出入口までの通路	車椅子利用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子利用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、「8敷地内の通路」の(1)及び(3)から(5)までに定める構造とする。 (※「8敷地内の通路」の整備項目表に記入する。)	同左	
(7) 認知症の人にもやさしいデザイン			- -
標識の掲示	-	駐車場がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	-
備考	※1 駐車場を2以上設ける場合は当該駐車場に設ける駐車施設の総数		

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

8 敷地内の通路

敷地内の通路全般			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左		
(2) 段	段を設ける場合は、「4階段」の(2)から(5)までに定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	段を設ける場合は、「4階段」の(1)から(5)及び(7)に定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	—	—
直接地上へ通ずる建物の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路 【建物出入口～道等】【建物出入口～車椅子使用者用駐車施設】			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	適用箇所の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	—	—
(3) 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。		
(4) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設ける。	—		—
(5) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)及び(3)から(6)並びに(8)(ただし、こう配は1/15以下)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	—	—
道等から視覚障がい者用案内設備までの敷地内の通路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。注1) ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない又は適当でないと思われる場合においては、この限りでない。	全ての通路は下記に定める構造とする。注2)	—	—
(6) 視覚障がい者誘導用ブロック等	視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1)	同左 注2)		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) 点状ブロック等	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に敷設する。	同左		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
敷地内の通路に設ける排水溝の蓋			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(8) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照
 注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
 注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

9 手すり（各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。）

傾斜路、階段に設ける手すり			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
(2) 高さ	高さ80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
(3) 形状	握りやすい形状とする。	同左		
(4) 端部の構造	傾斜路並びに階段及び段の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
(5) 点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
備考				

10 視覚障がい者誘導用ブロック等

（各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。）

視覚障がい者誘導用ブロック等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)		
(2) 大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

11 客席及び舞台

観覧や集会の用に供する客席に設ける車椅子使用者用の客席			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 車椅子使用者用客席の数	出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者用客席を次の数以上設ける。 [総客席が400以下の場合] ・2以上 [総客席数が400を超える場合] ・総客席数に200分の1を乗じて得た数以上 ※端数はすべて切り上げる。	出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者用客席を次の数以上設ける。 [総客席が100以下の場合] ・2以上 [総客席数が100を超え200以下の場合] ・総客席数に50分の1を乗じて得た数以上 [総客席数が200を超え2,000以下の場合] ・総客席数に100分の1を乗じて得た数に2を加えて得た数以上 [総客席が2,000を超える場合] ・総客席数に10,000分の75を乗じて得た数に7を加えて得た数以上 ※端数はすべて切り上げる。		
(2) 車椅子使用者用客席のスペース	1席当たり幅90cm以上、奥行135cm以上。	1席当たり幅90cm以上、奥行150cm以上。		
床面の仕上げ等	床は水平とし、表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
転落防止	転落防止のためのストッパー等を設ける。	同左		
(3) 通路の構造	客席のある室の出入口から車椅子使用者用客席に至る通路は下記の構造とする。	同左		
有効幅員	120cm以上。	150cm以上。		
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)まで及び(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。		
(4) 舞台への経路	400以上の客席がある室で、観覧や集会の用に供する舞台を設ける場合は、車椅子使用者が支障なく舞台上ることができるような経路を1以上設ける。	同左		
(5) 補聴設備	—	不特定かつ多数の者が利用する客席は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した集団補聴設備等を設ける。	—	
(6) 視認性の確保	—	車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。	—	
(7) 同伴者用の客席	—	同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。	—	
(8) 車椅子使用者用客席の分散	—	総客席数が200を超える場合には、当該車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けること。	—	
備考				

12 浴室, シャワー室及び更衣室

不特定かつ多数の者が利用する浴室, シャワー室及び更衣室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	それぞれ1以上は下記に定める構造とする。	同左	—	—
(1) 出入口の有効幅員 ※1	80cm以上。	同左		
(2) 床面の仕上げ	粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(3) 手すり	必要な場所に設ける。	同左		
(4) ドアの構造	—	引き戸式又は高齢者, 障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	—	
(5) 段	—	出入口及び室内には, 高齢者, 障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	—	
(6) シャワー及び水栓	—	高齢者, 障がい者等が円滑に利用できる構造とする。	—	
備考	※1 浴室, シャワー室, 更衣室のそれぞれのブース出入口が対象。			

13 客室

宿泊施設の客室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 車椅子使用者用客室の数	次の宿泊施設に, 車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは, その端数を切り上げた数)以上設ける。 ・用途に供する面積の合計が2,000㎡以上かつ総客室数が50以上の場合。 ・又は総客室数が100以上の場合。	車椅子使用者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。 [総客室数が200以下の場合] 総客室数 × (1/50) [総客室数が200を超える場合] (総客室数 × (1/100)) + 2 ※端数はすべて切り上げる。		
(2) 聴覚障がい者が用客室の数	総客室数が100以上のものには, 聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4室以上設ける。	聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。 [総客室数が250以下の場合] 4 [総客室数が250を超える場合] (総客室数 - 250) / 150 + 4 ※端数はすべて切り上げる		
車椅子使用者用客室の構造	出入口の有効幅員80cm以上。	出入口の有効幅員90cm以上。		
備考				

14 授乳スペース

授乳スペース			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
設置等				
設置	必要に応じて授乳できるスペースを設ける。 注1)	必要に応じて授乳できるスペースを設け, ベビーベッド等を備える。		
標識の掲示	出入口付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考7を参照

15 標識類

標識, 案内設備等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置位置及び仕様	見やすく理解しやすいように設置位置, 文字の大きさ, 色等に配慮する。	—		—
表記の方法	—	分かりやすい文字, 記号, 図等で表記し, 地色と明度差の大きい色とする。	—	
設置位置	—	高齢者, 障がい者等の通行の支障とならない位置に設ける。	—	
高さ	—	車椅子使用者が見やすい高さに設ける。	—	
周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
(2) 案内板	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機, 便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設ける。 注1) ただし, 容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合はこの限りでない。	同左		
(3) 視覚障がい者用案内設備	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設ける。注1) ただし, 案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合は, この限りでない。	同左		
(4) 外国人への情報提供	案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は, 多言語化, ルビふり等に配慮する。	同左		
(5) 照明	—	照明装置を設ける場合は, 十分な照度を確保する。	—	
(6) 非常警報装置	—	視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音, 光等による非常警報装置を設ける。	—	
(7) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
案内板	—	エレベーターその他昇降機, 便所又は駐車施設については, 案内板に配置を表示することとし, 当該案内板には文字及びピクトグラムを併記する。注2)	—	
	—	エスカレーター, 階段又は非常口の配置を案内板に表示する場合には, 文字及びピクトグラムを併記する。注2)	—	
	—	案内板の文字及び図と背景との明度の差を確保する。注2)	—	
非常口	—	非常口がある旨を表示した標識を設ける場合は, 文字及びピクトグラムを併記する。注2)	—	
備考				

注1) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考8を参照

注2) 別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

16 券売機

券売機			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1か所に2以上の券売機を設ける場合は、下記に定める構造とする。	同左	—	—
(1) 構造	車椅子使用者の利用に支障がない構造とする。	同左		
(2) 案内表示	1以上の券売機では、料金等を点字で表示する。	同左		
備考				

17 公衆電話

公衆電話			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合は、車椅子使用者の利用に支障がない構造のものを、1以上設ける。	同左		
(2) 周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
(3) 手すり等	—	杖を使用する歩行困難者等が身体を支えることができる手すり又は壁面を設ける。	—	
(4) 公衆ファックス	—	必要に応じて公衆ファックスを1以上設ける。	—	
備考				

18 記載台等

記載台等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	記載台を設ける場合には、車椅子使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設ける。	同左		
備考				

19 幼児用遊び場

幼児用遊び場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置	必要に応じて幼児用遊び場を設ける。	同左		
備考				

20 水飲み器

水飲み器			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	水飲み器を設ける場合は、下記に定める構造のものを、1以上設ける。	—	—
(1) 飲み口の高さ	—	車椅子使用者の利用に支障のないものとする。	—	
(2) 給水栓の構造	—	自動感知式、ボタン式又はレバー式とする。	—	
(3) 周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
備考				

21 エスカレーター

エスカレーター			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
標識の掲示	—	エスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	
備考				

注1) 別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

特定施設整備項目表(チェックリスト)
【交通機関の施設】

〈記入要領〉

- 総括表は、整備する箇所に【○】をつけ、特定施設整備項目表の表紙として添付してください。
- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- 同じ整備箇所が複数ある場合で、基準に対する適否の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写してください。
- チェック欄に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める交通機関の施設の「整備基準」に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

総括表			
	整備箇所	整備する箇所に【○】をつける	備考
1 出入口	a 公共用通路との出入口		
	b 乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口		
	2 移動等円滑化された経路		
	3 改札口		
	4 通路		
	5 傾斜路		
	6 階段		
	7 エレベーター		
	8 乗降場(鉄道駅のプラットフォーム)		
9 便所	a (一般便所)		
	b (福祉型便房)		
	10 視覚障がい者誘導案内		
	11 標識類		
	12 券売機・乗車券等販売所及び案内書等		
	13 エスカレーター		
	14 休憩設備等		
	【バスターミナル】		
	【旅客船ターミナル】		
	【航空旅客ターミナル施設】		

1 出入口 a(公共用通路との出入口)

移動等円滑化された経路と公共用通路との出入口		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		
(2) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段: 有・無 傾斜路: 有・無
(3) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		最小幅員 ()cm
構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		自動: 有・無
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。		

1 出入口 b(乗車券等販売所, 待合所, 案内所の出入口)

乗車券等販売所, 待合所, 案内所の出入口		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
出入口	出入口を設ける場合は、そのうち1以上は下記の基準に適合させる。		
(1) 有効幅	80cm以上。		最小幅員 ()cm
(2) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段: 有・無 傾斜路: 有・無
(3) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。	—	
有効幅	80cm以上。		最小幅員 ()cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		
(4) 通路	移動等円滑化された経路と下記項目との間の経路における通路のうち、それぞれ1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路の通路」の基準に適合させる。 ア 乗車券等販売所 イ 待合所 ウ 案内所		
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。		

2 移動等円滑化された経路

移動等円滑化された経路		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
対象	公共用通路と乗降場毎(車両等の乗降口)を結ぶ乗降動線において、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を対象とする。	—	
(1) 移動等円滑化された経路		—	
経路確保の考え方	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路で、高齢者、障がい者等の円滑な通行に適するもの(移動等円滑化された経路)を乗降場毎に1以上設ける。		
主たる経路との長さの差	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。		
乗り継ぎ経路	乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設ける。		
主たる乗り継ぎ経路との長さの差	主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。		
線路等に分断された鉄道駅の経路	線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設ける。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障がい者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りではない。		
垂直移動設備の優先順位	床面に高低差がある場合は、傾斜路(※1)又はエレベーター(※2)を設ける。ただし、構造上の理由により設置が困難な場合は、エスカレーター(※3)に代えることができる。		高低差: 有・無 傾斜路・ エレベーター・ エスカレーター
隣接施設の活用	垂直移動施設が旅客施設に近接して一体的に利用される他の施設にあり、旅客施設の営業時間内に利用できる場合は、その傾斜路(※1)又はエレベーター(※2)を活用することができる。 管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合も、同様とする。		
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。 ※2: エレベーターは、「7エレベーター」の基準に適用させる。 ※3: エスカレーターは、「13エスカレーター」の基準に適用させる。		

3 改札口

改札口		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 有効幅	移動等円滑化された経路に設ける改札口は、そのうち1以上の幅を80cm以上とする。		最小幅員 ()cm
(2) 自動改札機	自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示する。		
備考			

4 通路

通路全般		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする		
(2) 段	段を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
イ 踏面端部の識別	段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。		
ロ 段鼻の構造	段を設ける場合は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。		
移動等円滑化された経路を構成する通路		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(3) 有効幅	140cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに転回できる広さの場所を設けた上で、有効120cm以上とする。		最小幅員 ()cm
(4) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		最小幅員 ()cm
構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		自動：有・無
(5) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段：有・無 傾斜路：有・無
(6) 照明	照明設備を設ける。		
備考	※1：傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。		

5 傾斜路 【1出入口 / 2移動等円滑化された経路 / 4通路 / 9便所】

↑※該当する項目に○をつける。

(基準に対する適否の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写する。)

傾斜路全般		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 床面の識別	こう配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。		
(3) 手すり	両側に手すりを設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(4) 側壁又は立ち上がり	傾斜路の両側には立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		
移動等円滑化された経路の傾斜路		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(5) 有効幅	120cm以上。 ただし、段を併設する場合は、有効90cm以上とすることができる。		最小幅員 ()cm
(6) こう配	1/12以下。 ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下とすることができる。		最大こう配 (/)
(7) 踊り場	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。		高さ()cm 踏幅()cm
備考			

6 階段

階段			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 形式	回り段を設けない。 ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。	—		—	
(2) 手すり		—	—	—	
設置	両側に手すりを設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	—		—	
点字表示	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。	—		—	
(3) けあげ、踏面			—	—	
踏面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—		—	
踏面端部の識別	踏面の端部(段鼻部)とその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	—		—	
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	—		—	
(4) 側壁又は立ち上がり	階段の両側には立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	—		—	
(5) 照明	照明設備を設ける。	—		—	
(6) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—	
標識の掲示		階段がある旨を表示した標識をもうける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—		
備考					

7 エレベーター

移動等円滑化された経路を構成するエレベーター			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 大きさ	かごの幅は内のり140cm以上、奥行きは内のり135cm以上とする。 ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る)は、この限りでない。(※1)	—	—	—	幅()cm 奥行き()cm
(2) 有効幅	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上とする。	—	—	—	最小幅員()cm
(3) 鏡	かご内に車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。 ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る)は、この限りでない。	—	—	—	出入口: 1か所・複数か所
(4) 外部との連絡	かご外にいる者と、かご内にいる者が、互いに視覚的に確認できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸は、ガラスその他これに類するものをはめ込む。 又はかご外及びかご内に画像を表示する設備を設置する。	—	—	—	
(5) 手すり	かご内に手すりを設ける。	—	—	—	
(6) かご内の表示装置	かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設ける。	—	—	—	
(7) かご内の音声装置	かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備を設ける。	—	—	—	
(8) 車いす使用者用の操作盤			—	—	
位置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設ける。	—	—	—	
出入口の開扉時間	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。	—	—	—	
(9) 視覚障がい者用の操作盤	かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とする。	—	—	—	
(10) 乗降ロビーの幅	幅は150cm以上、奥行きは150cm以上とする。	—	—	—	幅()cm 奥行き()cm
(11) 乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。 ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	—	—	—	
(12) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—	
標識の掲示	—	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	—	
備考	※1: 台数、かごの内のり幅及び内のり奥行きは、旅客施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。				

8 乗降場(鉄道駅のプラットホーム)

乗降場(鉄道駅のプラットホーム)		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 床面の仕上げ		—	
車両乗降口との 段差	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにする。		
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 横断こう配 ※1	排水のための横断こう配は、1%を標準とする。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		こう配 ()%
(3) 転落防止		—	
転落防止設備1 (車両乗降口の 位置が一定して いる場合)	プラットホームには、ホームドア又は可動式ホーム柵を設ける。 旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。		ホームドア 可動式ホーム柵 内方線付き点状ブ ロック
転落防止設備2 (上記以外の場合)	上記転落防止設備1以外のプラットホームには、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。		ホームドア 可動式ホーム柵 内方線付き点状ブ ロック
端部の転落防 止設備	プラットホームの線路側以外の端部には、転落防止柵を設ける。 ただし、端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。		
(4) 隙間, 段		—	
縁端と車両乗降 口との隙間	プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものとする。 この場合において、構造上の理由により間隔が大きいたときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。		
車いす使用者用 乗降設備	プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備(渡り板等)を1以上設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(5) 列車接近の警 告 ※1	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設ける。 ただし、電気設備がない場合その他、技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(6) 照明	照明設備を設ける。		
(7) 乗降口の案内	列車に設けられる車いすスペースに通ずる乗降口(幅80cm以上)が停止するプラットホーム上の位置を表示する。 ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。		
備考	※1:ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームには適用しない。		

9 便所 a(一般便所)

a 一般便所			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
便所全般	便所を設ける場合は下記の基準に適合させる。	—		—	
(1) 案内表示	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。	—		—	
(2) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—		—	
(3) 小便器			—	—	
男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き、壁掛け小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これに類する小便器を設ける。	—		—	受け口の高さ ()cm
手すり	上記(3)の男子用小便器には手すりを設ける。	—		—	
(4) 乳児用設備	壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。 ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所、及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は適用しない。	—		—	
(5) オストメイトのための設備	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注1) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	—		—	
	ア 洗浄機能付き汚物流し				
	イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)				
	ウ 荷物を置くための棚その他の設備				
	エ 水石けん入れ				
	オ 紙巻器				
	カ 汚物入れ				
	キ 2以上の衣服を掛けるための金具等				
(6) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—	
案内表示	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。		—	
床面の仕上げ 便器等	—	床と壁との色の明度差を確保する。 大便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。	—		
	—	男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。	—		
	—	大便器及び男性用小便器に設ける手すり と壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。	—		
扉(出入口)	—	便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床との明度の差を確保する。	—		

(7) 福祉型便所の配置	便所を設ける場合、そのうち1以上は、次のいずれかに適合させる。 ①便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房(福祉型便房)を設ける。 ②福祉型便房を一般便所内に設けない場合は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を別途設ける。	-	-	-	配置: ①・②
a' 一般便所 (一般便所内に福祉型便房を設けた便所)			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(8) 通路	移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路の通路」の基準に適合させる。	-	-	-	
(9) 有効幅	出入口の有効幅は80cm以上。	-	-	-	最小幅員 ()cm
(10) 段	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 ただし、傾斜路(※1)を設ける場合は、この限りでない。	-	-	-	
(11) 標識	出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設ける。	-	-	-	
(12) ドアの構造	出入口に戸を設ける場合は、下記の基準に適合させる。	-	-	-	
有効幅	80cm以上。	-	-	-	最小幅員 ()cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	-	-	-	
(13) 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	-	-	-	
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。				

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考5;注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考5を参照

9 便所 b(福祉型便房)

b 福祉型便房			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造の便房(福祉型便房)は、下記の基準にさせる。	-	-	-	
(1) 有効幅	出入口の有効幅は80cm以上。	-	-	-	最小幅員 ()cm
(2) 段	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	-	-	-	
(3) 標識	出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設ける。	-	-	-	
(4) ドアの構造	出入口に戸を設ける場合は、下記の基準に適合させる。	-	-	-	
有効幅	80cm以上。	-	-	-	最小幅員 ()cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	-	-	-	
(5) 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	-	-	-	
(6) 手すり	手すりを設ける。	-	-	-	

(7) 便器	腰掛便座を設ける。	—	—	—
(8) 水洗器具	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した機能を有する水洗器具を設ける。	—	—	—
(9) 大型ベッド	福祉型便房を設ける場合においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設ける。 出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。注1)	—	—	—
(10) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
案内表示	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	—
床面の仕上げ	—	床と壁との色の明度差を確保する。	—	—
便器等	—	大便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。	—	—
	—	男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。	—	—
	—	大便器及び男性用小便器に設ける手すり と壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。	—	—
扉(出入口)	—	便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床との明度の差を確保する。	—	—
b' 福祉型便房を独立して設ける場合			チェック	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘	
(11) 通路	移動等円滑化された経路と(福祉型便房)との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路を構成する通路」の基準に適合させる。	—	—	—
備考				

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考6を参照

10 視覚障がい者誘導案内

視覚障がい者誘導案内		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 誘導案内の方法	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。		
(2) 視覚障がい者誘導用ブロック		—	
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と下記項目の設備等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。		
	ア 「7エレベーター」の「(9)視覚障がい者用の操作盤」の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤		
	イ 「12標識類」の「(4)視覚障がい者用案内板等」の規定により設けられる案内板等（音によるものを除く）		
	ウ 便所の出入口		
	エ 「13券売機・乗車券等販売所及び案内所等」の基準に適合する乗車券等販売所		
点状ブロックの敷設	下記項目の施設の上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設する。		
	ア 階段		
	イ 傾斜路		
	ウ エスカレーター		
備考			

11 標識類

運行情報提供設備			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 設置位置及び仕様	車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える。 ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	—		—	
(2) 標識	下記項目のアからキまでの移動等円滑化のための主要な設備又はクの案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設ける。 ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	—		—	
標識の設置	ア エレベーターその他の昇降機	—		—	
	イ 傾斜路	—		—	
	ウ 便所	—		—	
	エ 乗車券等販売所	—		—	
	オ 待合所	—		—	
	カ 案内所	—		—	
	キ 休憩施設	—		—	
	ク 「(3)案内板等」の基準に適合させた案内板等	—		—	
	JIS規格	上記の標識は、JIS Z8210(案内用図記号)に適合させる。	—		—
(3) 案内板等	公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(上記「(2)標識」のア～キ。「2 移動等円滑化された経路」の「隣接地の活用」の規定による他の施設のエレベーターを含む。)の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。 ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	—		—	
(4) 視覚障がい者用案内板等	公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により、視覚障がい者に示すための設備を設ける。	—		—	
(5) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—	
案内表示	—	駐車場又は非常口がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記する。	—		
備考					

12 券売機・乗車券等販売所及び案内所等

券売機, 乗車券等販売所, 待合所, 案内所		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 券売機の構造	乗車券等販売所に券売機を設ける場合は, そのうち1以上は, 高齢者, 障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。 ただし, 乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は, この限りでない。		
(2) 乗車券等販売所		—	
カウンターの構造	乗車券等販売所, 待合所, 案内所にカウンターを設ける場合は, それぞれ, そのうち1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもとする。 ただし, 常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は, この限りでない。		
聴覚障がい者用意志疎通設備	乗車券等販売所又は案内書(勤務者を置く場合)には, 聴覚障がい者が文字により意志疎通を図るための設備を備える。 当該設備を保有している旨を表示する。		
備考			

13 エスカレーター

エスカレーター全般			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 音声案内	エスカレーターの乗り口端部において、行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。	—		—	
(2) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—	
標識の掲示	—	移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—		
移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(3) 有効幅	80cm以上(複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合すれば足りるものとする)。	—		—	最小幅員 ()cm
(4) 踏み段			—	—	
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—		—	
昇降口	3枚以上の踏み段を同一平面上に設ける。	—		—	最小幅員 ()cm
踏み段端部の識別	踏み段の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	—		—	
(5) くし板			—	—	
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—		—	
くし板端部の識別	くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。	—		—	
(6) 方向	上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。 ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	—		—	
(7) 表示	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に、エスカレーターへの進入の可否を示す。 ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターは、この限りでない。	—		—	
(8) 車止め	踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造で、かつ車止めを設ける。 複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合すれば足りるものとする。	—		—	
備考					

14 休憩設備等

休憩設備, 授乳スペース		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 休憩設備	高齢者, 障がい者等が休憩する設備を1以上設ける。 ただし, 旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は, この限りでない。		
(2) 授乳スペース		—	
設置	当該用途に供する部分の床面積の合計5,000m ² 以上の場合は, 授乳できるスペースを設ける。		
標識の掲示	出入口付近にその旨を表示した標識を掲示する。		
(3) 公衆電話		—	
構造	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合は, 車いす使用者の利用に支障がない構造のものを, 1以上設ける。		
備考			

【バスターミナル】

乗降場		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 乗降場	車いす使用者がバス車両に円滑に乗降できる構造とする。		
(2) 仕上げ	床の表面は滑りにくい仕上げとする。		
(3) 進入防止装置	乗降場の縁端のうち、バス車両用場所(※)に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設ける。 ※バス車両用場所：誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所		
備考			

【旅客船ターミナル】

(1)乗降用設備		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 乗船ゲートの幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ()cm
備考			
(2) 棧橋・岸壁と連絡橋		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 床	棧橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとする。		
(2) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 連絡橋と浮棧橋の間の摺動部(棧橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。)に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フラップ: 有・無
(3) 手すり	連絡橋等の乗降用設備には手すりを設置する。		
(4) 視覚障がい者誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。 また、連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		
(5) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			
(3) タラップ		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 表面	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ()cm
(3) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 棧橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フラップ: 有・無
(4) 手すり	タラップには手すりを設置する。		
(5) 視覚障がい者誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。 また、連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		
(6) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			

(4)ボーディングブリッジ		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 床の表面	ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとする。		
(2) 幅	乗降口及び通路の有効幅は90cm以上。		最小幅員 ()cm
(3) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 栈橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フラップ: 有・無
(4) 手すり	ボーディングブリッジには手すりを設ける。		
(5) 視覚障がい者誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものに敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。		
(6) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			

【航空旅客ターミナル施設】

(1) 航空旅客保安検査場の通路		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 保安検査場の通路	門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設ける。		
(2) 通路の幅	車いす使用者その他の者が通行する通路の有効幅は90cm以上。		最小幅員 ()cm
(3) 扉	保安検査場の通路に設ける戸については、「4通路」の(4)扉の構造の規定は適用しない。	-	
(4) 保安検査場における聴覚障がい者の案内		-	
意志疎通設備	筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮する。(聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設ける。)		
表示	当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障がい者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		
備考			
(2) 旅客搭乗橋		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
留意点	旅客搭乗橋は、航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備で、乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。	-	
(1) 幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ()cm
(2) こう配		-	
こう配	1/12以下(渡り板部分を除く)。 (ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。)		最大こう配 (/)
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(3) 手すり		-	
設置	手すりを設ける(可動部分を除く)。 (ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。)		
伸縮部	伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。		
(4) 視覚障がい者誘導用ブロック	旅客搭乗橋については、「10視覚障がい者誘導案内」の整備基準にかかわらず、視覚障がい者誘導ブロックを敷設しないことができる。	-	
(5) 渡り板	旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面の隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上設ける。		
備考			
(3) 航空旅客搭乗改札口		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 幅	各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅を80cm以上とする。		最小幅員 ()cm
備考			

特定施設整備項目表(チェックリスト)

【道路】

〈記入要領〉

- チェック欄に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める道路の「整備基準」に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることがが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

1 歩道

整備の対象: 歩道		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 歩道の構造	原則としてセミフラット型とする。		
(2) 歩車道の分離	歩道と車道は構造上明確に分離する。		
(3) 歩道の有効幅員	原則として2.0m以上とする。		有効幅員 ()m
(4) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとする。		
(5) 排水溝等の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。		
(6) 歩道と車道が接続する部分	歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないようにし、段差は2cm以下とする。		
備考			

2 視覚障がい者誘導用ブロック

整備の対象: 歩道等に設ける視覚障がい者誘導用ブロック		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材の色との明度差又は輝度比の大きい色とする。		黄色・ その他の色 ()
(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	交通機関の施設と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設する。		
備考			

3 乗降車場

整備の対象:バスやタクシーの乗降車場		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 構造	高齢者, 障がい者等に配慮した構造とする。		
備考			

4 標識類

整備の対象:歩道上に設ける案内標識(歩行者を目的地まで誘導するための情報提供や周辺の施設等を掲載した地図など)		チェック	整備概要
整備項目	整備基準	適否	
(1) 設置位置及び仕様	見やすく理解しやすいように, 設置位置, 文字の大きさ, 色等に配慮する。		
備考			

特定施設整備項目表(チェックリスト)
【公園】

〈記入要領〉

- 総括表は、整備する箇所に【○】をつけ、特定施設整備項目表の表紙として添付してください。
- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- 同じ整備箇所が複数ある場合で、基準に対する適否の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写してください。
- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める公園の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

総括表		
整備箇所	整備する箇所に【○】をつける	備考
1 出入口		
2 園路		
3 階段		
4 傾斜路(階段を迂回するためのもの)		
5 便所		
6 駐車場		
7 手すり	/	2園路, 3階段, 4傾斜路, 6駐車場の項目に含む。
8 視覚障がい者誘導用ブロック等		
9 標識類		
10 ベンチ		
11 野外卓		
12 券売機		
13 水飲み器, 手洗い場		
14 休憩所及び管理事務所		
15 屋根付き広場		
16 野外劇場及び音楽堂		

1 出入口

主要な出入口			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、下記に定める構造の出入口を1以上設ける。	同左	—	—	
(1) 有効幅員	130cm以上。	180cm以上。			最小幅員 ()cm
(2) 段	段を設けない。 やむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げとする。	同左			
(4) 車止め	車止めを設ける場合には、車止め相互間の間隔のうち1以上は90cm以上とし、当該車止めの前後に150cm以上の水平部分を設ける。	同左			間隔 ()cm 水平部分 ()cm
(5) 水平面	出入口から150cm以上の水平部分を設ける。	出入口から180cm以上の水平部分を設ける。			水平部分 ()cm
備考					

2 園路

主要な園路			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、下記に定める構造の園路を1以上設ける。	同左	-	-	
(1) 有効幅員	原則として180cm以上。 地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ない場合は120cm以上とすることができる。ただし、園路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設ける。	180cm以上。			最小幅員 ()cm
(2) こう配	-	-	-	-	
ア 縦断こう配	原則として4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。	4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。			縦断こう配 ()% 連続する長さ ()m 水平部 (×)cm
最大縦断こう配	8%以下。	-	-	-	最大こう配 ()%
イ アのこう配以上となる場合	こう配が4%以上となる場合には、上下端部に長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて、「7手すり」に定める構造のものを設ける。	こう配が3%以上となる場合には、上下端部に長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて、「7手すり」に定める構造のものを設ける。			
手すり					
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすいものとする。	同左			
端部の構造	傾斜路及び階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			水平部分の長さ ()cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左			
ウ 横断こう配	1%以下。 可能な限り水平にする。	同左			横断こう配 ()%
(3) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いない。	同左			
(4) 視覚障がい者誘導用ブロック等	必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。	同左			
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左			黄色・ その他の色 ()
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm
(5) 排水溝の蓋	園路を横断する排水溝には蓋を設ける。	同左			
(6) 溝蓋の形状	園路に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左			
(7) 段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「3階段」に定める構造とし、「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「3階段」の整備項目表に記入する。) (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段: 有・無 傾斜路: 有・無

(8) 縁石			-	-	
縁石の切り下げ	縁石の切下げ寸法は、幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ部の勾配は、10%以下とする。	同左			幅()cm 段差()cm 勾配()%
落下防止用の縁石	高さ10cm以上。	同左			高さ()cm
備考					

3 階段

主要な園路に設ける階段			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	主要な園路に階段を設ける場合は、次に定める構造とする。	同左	-	-	
(1) 幅員	階段の内のりは90cm以上。	階段の内のりは150cm以上。			最小内のり ()cm
(2) 手すり	両側に「7手すり」に定める構造のもの設ける。	両側に「7手すり」に定める構造のもの設ける。特に幅が広い場合は中間にも設ける。			
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすいものとする。	同左			
端部の構造	階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			水平部分の長さ ()cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左			
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。	回り段を設けない。			
(4) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左			
(5) 階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	同左			
(6) けあげ、踏面の寸法			-	-	
けあげ、踏面、けこみの寸法	けあげ15cm以下、踏面35cm以上、けこみ2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定にする。	同左			けあげ()cm 踏面()cm けこみ()cm
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左			
(7) 水平部			-	-	
階段の上下端部	長さ120cm以上の水平部分を設ける。	同左			水平部分 ()cm
踊場	高さが250cmを超える階段では、250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設ける。	同左			階段の高さ ()cm 踏幅()cm
(8) 点状ブロック等	階段の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて点状ブロック等を敷設する。	階段の上下端に近接する園路及び踊場に敷設する。			
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左			黄色・ その他の色 ()
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm
(9) 照明	階段付近には、必要に応じて照明を設ける。	同左			
(10) 立ち上がり	両側に立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左			
備考					

4 傾斜路

【 1出入口 / 2園路 / 5便所 / 14休憩所及び管理事務所 / 15屋根付き広場 / 16野外劇場・音楽堂 】

↑※該当する項目に○をつける。

主要な園路に設ける傾斜路			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	主要な園路に設ける階段には迂回するための下記に定める構造の傾斜路を設ける。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合には、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものを もってこれに代えることができる。	同左	-	-	
(1) 手すり	両側に「7手すり」に定める構造のものを設ける。	同左			
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすいものとする。	同左			
端部の構造	階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			水平部分の長さ ()cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左			
(2) 路面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左			
(3) 傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	傾斜路の踊場及び傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。			
(4) 有効幅員	130cm(段を併設する場合は90cm)以上。	150cm(段を併設する場合は120cm)以上。			最小幅員 ()cm
(5) こう配			-	-	
ア 縦断こう配	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける。			縦断こう配 ()% 水平部 (×)cm
最大縦断こう配	8%以下。	-	-		最大縦断こう配 ()%
イ アのこう配以上となる場合	こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける。	こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける。			水平部分 ()cm
ウ 横断こう配	設けない。	同左			
(6) 点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて敷設する。	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場に敷設する。			
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左			黄色・ その他の色 ()
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm
(7) 立ち上がり	両側に立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左			
備考					

5 便所

【 5便所 / 14休憩所及び管理事務所 】 ※該当する項目に○をつける

便所			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合は、それぞれ1以上)設ける。	同左	-	-	
(1) 便所の構造			-	-	
ア 福祉型便房	車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。	同左			
イ 福祉型便房の大きさ	間口200cm、奥行き200cmを標準とする。	同左			間口()cm 奥行き()cm
ウ 手すり	福祉型便房には、壁面の高さ70cmから80cmまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。	同左			高さ()cm
(2) 有効幅員	福祉型便房の出入口及び福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とする。	同左			最小幅員 便房()cm 便所()cm
(3) 段	出入口に段を設けない。 ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」の項に定める構造のものを併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段: 有・無 傾斜路: 有・無
(4) ドアの構造	福祉型便房の出入口又は福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	同左			
(5) 標識の掲示	福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左			
(6) 水洗器具	福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。	同左			
(7) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左			
(8) 小便器			-	-	
ア 構造	男性用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上は、床置き式の小便器その他これに類する小便器(床置き小便器等)がある便所とする。	同左			
イ 手すり	上記の床置き小便器等のうち1以上には、手すりを設けること。	同左			
備考					

6 駐車場

車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
車椅子使用者用駐車施設の設置台数	<p>駐車場を設ける場合は、次に定める数(端数は全て切り上げる)以上の車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場を1以上設ける。 (ただし、専ら自動二輪車の駐車のために供される駐車場については、この限りでない。)</p> <p>[全駐車台数が200以下] 当該駐車台数 × 1/50</p> <p>[全駐車台数が201以上] (当該駐車台数 × 1/100) + 2</p>	<p>駐車場を設ける場合は、次に定める数(端数は全て切り上げる)以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	-	-	
(1) 設置位置	<p>車椅子使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路(「(5)駐車場内の通路」に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。)の距離が、できるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設ける。</p>	同左			
(2) 駐車施設の幅			-	-	
ア 幅	車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上。	同左			幅()cm
イ 後方の安全路	車椅子使用者用駐車施設の後部には、幅135cm以上の安全路を設ける。	同左			幅()cm
(3) 駐車区画の表示	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。	同左			
(4) 駐車施設の表示	-	道路から駐車場に通じる出入口に車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	-		
(5) 駐車場内の通路	公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、次に定める構造とする。	同左	-	-	
ア 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとするとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左			
イ 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。			最小幅員()cm
ウ 転回できる部分	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる部分を設ける。	-			
エ 高低差がある場合	下記に定める構造の傾斜路を設ける。又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	同左			高低差: 傾斜路・昇降機
有効幅員	120cm(段を併設する場合は90cm)以上。	150cm(段を併設する場合は120cm)以上。			最小幅員()cm
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合 は1/8)以下。	1/15以下。			最大こう配(/)
踊場	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。	同左			高さ()cm 踏幅()cm
手すり	「7手すり」定める構造の手すりを設ける。	同左	-	-	
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすいものとする。	同左			
端部の構造	傾斜路の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			水平部分の長さ()cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左			

床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左			
傾斜路の識別	傾斜路の前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。	傾斜路の踊場及び傾斜路に接する通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。			
交差部又は接続部	—	傾斜路が交差し又は接続する場合は、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—		踏幅()cm
備考					

7 手すり（2園路, 3階段, 4傾斜路, 6駐車場に含む。）

8 視覚障がい者誘導用ブロック等（2園路, 3階段, 4傾斜路以外に設置する場合に記載します。）

視覚障がい者誘導用ブロック等			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左			黄色・ その他の色 ()
(2) 大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm
備考					

9 標識類

標識及び揭示板(標識類)			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	高齢者, 障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。	同左			
(2) 識別	表示された内容が容易に識別できるものとする。	同左			
(3) 全体案内等	不特定多数, または高齢者, 障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合, そのうち1以上は, 主要な出入口の付近に設ける。	同左			
(4) 視覚障がい者用案内板	—	公園の出入口等のうち主要な箇所には, 下記に定める視覚障がい者のための案内板を設ける。	—		
表示	—	点字で表示するとともに文字や記号を彫り込んで表示する。	—		
文字の大きさ	—	できるだけ大きな文字とし, 色の対比を鮮明にする。	—		
備考					

10 ベンチ

ベンチ			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	ベンチを設ける場合は、必要に応じて高齢者、障がい者等の利用に配慮した構造とする。	同左			
備考					

11 野外卓

野外卓			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造			—	—	
野外卓の構造	野外卓を設ける場合は、車椅子使用者に配慮した構造とする。	同左			
床の水平部	野外卓を使用のため接近する方向の床に150cm以上の水平部分を設ける。	同左			水平部分 ()cm
備考					

12 券売機

券売機			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	1か所に2以上の券売機を設ける場合は、車椅子使用者の利用に支障のない構造とする。	同左			
(2) 案内表示	1以上の券売機では、料金等を点字で表示する。	同左			
備考					

13 水飲み器・手洗い場

水飲み器・手洗い場			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	水飲み器又は手洗い場を設ける場合、それぞれ1以上は、下記に定める構造とする。	同左	—	—	
(1) 飲み口等の高さ	飲み口及び洗面部分の高さは76cmを標準とする。	同左			高さ ()cm
(2) 給水栓の構造	自動感知式、ボタン式又はレバー式とする。	同左			
(3) 水飲み器等の下部スペース	飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65cm以上の空間を確保する。	同左			高さ ()cm
(4) 床の構造	水飲み器を設ける場合は、使用のため接近する方向の床に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設ける。	同左			奥行き()cm 幅()cm
(5) 周辺のスペース	手洗い場を設ける場合は、周辺に車椅子使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保する。	同左			
備考					

14 休憩所及び管理事務所

休憩所及び管理事務所			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	休憩所を設ける場合は、1以上を下記に定める基準に適合させる。 管理事務所を設ける場合は、下記に定める基準に適合させる。	同左	—	—	
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左			最小幅員 ()cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 戸の構造	戸を設ける場合は、有効幅員80cm以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。	同左			最小幅員 ()cm
(4) カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする。 ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。	同左			
(5) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	同左			
(6) 便所	便所を設ける場合は、1以上を「5便所」に定める基準に適合させる。 (※「5便所」の整備項目表に記載する。)	同左			
備考					

15 屋根付き広場

屋根付き広場			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	屋根付き広場を設ける場合は、1以上を下記に定める基準に適合させる。	同左	—	—	
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左			最小幅員 ()cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」の項に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	同左			
備考					

16 野外劇場及び野外音楽堂

野外劇場及び野外音楽堂			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左			最小幅員 ()cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段:有・無 傾斜路:有・無
(3) 通路の構造	出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び車椅子使用者等に配慮した便所を結ぶ経路は、下記に定める基準に適合させる。	同左	-	-	
有効幅員	通路の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。	同左			最小幅員 ()cm
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段・傾斜路
縦断こう配	4%以下とする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	同左			縦断こう配 ()%
横断こう配	1%以下とする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。	同左			横断こう配 ()%
路面	滑りにくい仕上げとする。	同左			
(4) 車椅子使用者用観覧スペース			-	-	
設置数	車椅子使用者用観覧スペースの数 [収容定員が200以下の場合] 当該収容定員×1/50以上 [収容定員が200を超える場合] (当該収容定員×1/100)+2以上 ※端数は全て切り上げる	同左			収容定員 ()名 車椅子使用者用観覧スペース数 ()席
広さ	1席当たり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。	同左			幅()cm 奥行き()cm
段	車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けない。	同左			
備考					

特定施設整備項目表(チェックリスト)

【路外駐車場】

〈記入要領〉

- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める路外駐車場の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【/印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることがが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

路外駐車場			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
車椅子使用者用駐車施設の設置数	車椅子使用者用駐車施設は、次により必要数設ける。ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 車椅子使用者用駐車施設の設置数 [全駐車台数が200以下の場合] ・当該駐車台数×1/50 以上 [全駐車台数が200を超える場合] ・(当該駐車台数×1/100)+2 以上 ※端数はすべて切り上げる。	—		—	全駐車台数 ()台 車椅子使用者用駐車施設 ()台
(1) 設置位置	車椅子使用者用駐車施設は、出入口から車椅子使用車用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設ける。	—		—	
(2) 駐車施設の幅	車椅子使用車用駐車施設の幅は、350cm以上。	—		—	幅 ()cm
(3) 駐車区画の表示	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。	—		—	
(4) 路外駐車場の通路			—	—	
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左			
駐車場の出入口	1以上の出入口は下記ア～エに定める構造とする。	出入口は下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	—	—	
ア 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。			最小幅員 ()cm
イ ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。			自動: 有・無
ウ 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左			
エ 音声誘導装置	—	視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	—		
移動等円滑化経路	1以上の通路は下記オ～キに定める構造とする。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合は適用しない。	適用箇所の通路は下記オ～キに定める構造とする。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合は適用しない。	—	—	
オ 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。			最小幅員 ()cm
カ 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設ける。	—		—	

キ 高低差	高低差がある場合は、下記ク～スに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、下記ク～セに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。			高低差:有・無 傾斜路・昇降機
ク 有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)。	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)。			最小幅員 ()cm
ケ こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。			最大こう配 (/)
コ 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左			踏幅 ()cm
サ 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。			
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすい形状とする。	同左			
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
シ 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左			
ス 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)			
セ 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—		踏幅 ()cm
(5) 駐車施設の表示	—	道路から路外駐車場へ通ずる出入口には、車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	—		
(6) 機械式駐車装置	機械式駐車装置は、次に定める標準的な整備内容とする。 公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とする。	—			
備考	※1:こう配が1/25以下の場合、傾斜路として取り扱わない。				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

特定施設整備項目表(チェックリスト)

【開発行為に係る施設】

〈記入要領〉

- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める開発行為に係る施設の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることがが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

1 敷地内の通路 (1建築物の表 8敷地内の通路の項に定める構造とする。)

敷地内の通路の全般			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左			
(2) 段	段を設ける場合は、下記ア～オに定める構造とする。	段を設ける場合は、下記ア～カに定める構造とする。			段: 有・無 段数: 1段・2段・3段以上
ア 幅員	—	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	—		
イ 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。			
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすい形状とする。	同左			
端部の構造	階段及び段の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
ウ 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。			
エ 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ。	同左			
オ 階段の識別			—	—	
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)			
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左			
カ けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—		けあげ()cm 踏面()cm
(3) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左			
備考	※1 手すり: 1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。				

直接地上へ通ずる建物の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路 【建物出入口～道等】【建物出入口～車椅子使用者用駐車施設】			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	通用箇所の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	—	—	
(4) 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。			最小幅員 ()cm
(5) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設ける。	—		—	
(6) 高低差	高低差がある場合は、下記ア～カに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、下記ア～キに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。			高低差: 有・無 傾斜路・昇降機
ア 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)			最小幅員 ()cm
イ こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。			最大こう配 (/)
ウ 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左			踏幅 ()cm
エ 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。			
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。			高さ: 1本()cm 2本(上/下) (/)cm
形状	握りやすい形状とする。	同左			
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
オ 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左			
カ 傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)			
キ 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—		踏幅 ()cm
備考	※1 こう配が1/25以下の場合、傾斜路として取り扱わない。				
道等から視覚障がい者用案内設備までの敷地内の通路			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。注1) ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない又は適当でない認められる場合においては、この限りでない。	全ての通路は下記に定める構造とする。注2)	—	—	
(7) 視覚障がい者誘導用ブロック等	視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。	同左			視覚障がい者誘導用 ブロック等・音声誘 導装置等
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)			黄色・ その他の色 ()
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm

(8)	点状ブロック等	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に敷設する。	同左			
	色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)			黄色・ その他の色 ()
	大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ (×)cm
	備考					

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照
注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照
注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照
注4)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く

2 団地内広場（住宅開発団地に設ける広場）

住宅開発団地に広場を設ける場合			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
広場	[4公園]に定める基準に準じる。 ※1	[4公園]に定める基準に準じる ※1			
備考	※1 内容については、特定施設整備項目表の【公園】により確認する。				

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

〔平成18年6月21日〕
法律第91号
最終改正 令和6年6月19日 法律第53号

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 基本方針等(第三条—第七条)

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条—第二十四条)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置(第二十四条の二—第二十四条の八)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施(第二十五条—第四十条の二)

第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条—第五十一条)

第五章の二 移動等円滑化施設協定(第五十一条の二)

第六章 雑則(第五十二条—第五十八条)

第七章 罰則(第五十九条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。

五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。)

ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次号ニにおいて同じ。)及び旅客不定期航路事業を営む者

ヘ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

六 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

ニ 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)

ホ 航空旅客ターミナル施設

七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。

九 道路管理者 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十一 路外駐車場管理者等 駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であつて、自動車の駐車のために供する部分

- の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。
- 二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

- ハ 特定車両(軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
- ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特別特定建築物(第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ロ 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第三十六条第二項において「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
- ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業
- 三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者(第三十六条の二において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業をいう。
- イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

- ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
- ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
- ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
- ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

- 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
- 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者(旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。)が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行お

うとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
- 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
- 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
- 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
- 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（公表）

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

（勧告等）

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当

該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)又は当該旅客特定車両停留施設(第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあつては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設(以下この条において「新設特定道路等」という。)を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路等を除く。)について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項(第二項を除く。)の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勧告して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事又は建築副主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十五項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事又は建築副主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。

8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事又は建築副主事が適合通知をする場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第

一号口を除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 協定建築物の位置
 - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者(第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。)に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物(第二十一条において「認定協定建築物」という。)の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

- 第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。
- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

- 第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する昇降機並びに同項第二号に規定する共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（抜粋）

〔平成18年12月15日〕
国土交通省令第111号
最終改正 令和6年12月27日省令第109号

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 旅客施設の構造及び設備
 - 第一節 総則(第三条)
 - 第二節 共通事項
 - 第一款 移動等円滑化された経路(第四条)
 - 第二款 通路等(第五条—第九条)
 - 第三款 案内設備(第十条—第十二条)
 - 第四款 便所(第十三条—第十五条)
 - 第五款 その他の旅客用設備(第十六条—第十八条)
 - 第三節 鉄道駅(第十八条の二—第二十一条)
 - 第四節 軌道停留場(第二十二条)
 - 第五節 バスターミナル(第二十三条)
 - 第六節 旅客船ターミナル(第二十四条—第二十六条)
 - 第七節 航空旅客ターミナル施設(第二十七条—第二十九条)
- 第三章 車両等の構造及び設備
 - 第一節 鉄道車両(第三十条—第三十三条)
 - 第二節 軌道車両(第三十四条・第三十五条)
 - 第三節 乗合バス車両(第三十六条—第四十三条)
 - 第三節の二 貸切バス車両(第四十三条の二)
 - 第四節 福祉タクシー車両(第四十四条・第四十五条)
 - 第五節 船舶(第四十六条—第六十一条)
 - 第六節 航空機(第六十二条—第六十七条)
- 第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法
 - 第一節 総則(第六十八条)
 - 第二節 旅客施設
 - 第一款 総則(第六十九条)
 - 第二款 共通事項(第七十条—第七十八条)
 - 第三款 鉄道駅(第七十九条)
 - 第四款 軌道停留場(第八十条)
 - 第五款 バスターミナル(第八十一条)
 - 第六款 旅客船ターミナル(第八十二条)
 - 第七款 航空旅客ターミナル施設(第八十三条・第八十四条)
 - 第三節 車両等(略)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 視覚障害者誘導用ブロック 線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本産業規格T九二五一に適合するものに限る。)をいう。
- 三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本産業規格T九二五一に適合するものに限る。)をいう。
- 四 内方線付き点状ブロック 点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせで配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本産業規格T九二五一に適合するものに限る。)をいう。
- 五 車椅子スペース 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
- 五の二 優先席 主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。
- 六 鉄道駅 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 七 軌道停留場 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 八 バスターミナル 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 九 旅客船ターミナル 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。第十五号において同じ。))又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十 航空旅客ターミナル施設 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十一 鉄道車両 鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。
- 十二 軌道車両 軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。
- 十三 乗合バス車両 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)をいう。
- 十三の二 貸切バス車両 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。)をいう。
- 十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第一条の二に規定するものに限る。)をいう。

十五 船舶 海上運送法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六 航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。(災害等の場合の適用除外)

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

第二章 旅客施設の構造及び設備

第一節 総則

(適用範囲)

第三条 旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

第二節 共通事項

第一款 移動等円滑化された経路

(移動等円滑化された経路)

第四条 公共用通路(旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であつて、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(第六項の基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(第七項の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回するこ

- とができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - 三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - 五 照明設備が設けられていること。
- 6 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 一 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 勾配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合、八分の一以下とすることができる。
 - 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
- 7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
 - 二 籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
 - 三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
 - 五 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。
 - 六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
 - 七 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。
 - 八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
 - 九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
 - 十 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
 - 十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。
 - 十二 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。
- 8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- 9 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのう

ち一のみが適合していれば足りるものとする。

- 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
 - 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
 - 四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。
 - 五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
 - 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
 - 七 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - 八 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 10 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- 11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。)のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。
- 12 主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

第二款 通路等

(通路)

第五条 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
 - ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

(傾斜路)

第六条 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。
- 四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(エスカレーター)

第七条 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。

(階段)

第八条 階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
- 六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- 七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 八 照明設備が設けられていること。

(視覚障害者誘導用ブロック等)

第九条 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降口ビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。

第三款 案内設備

(運行情報提供設備)

第十条 車両等の運行(運航を含む。第七十四条において同じ。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(標識)

第十一条 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

- 2 前項の標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものでなければならない。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

第十二条 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

第四款 便所

(便所)

第十三条 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房(次条において「車椅子使用者用便房」という。)及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられていること。
- 二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- 四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- 五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

4 前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

第十五条 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

第五款 その他の旅客用設備

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第十六条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - ハ 二に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第十七条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(休憩設備)

第十八条 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

2 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

第三節 鉄道駅

(移動等円滑化された経路)

第十八条の二 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

(改札口)

第十九条 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

2 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

(プラットホーム)

第二十条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及

ばすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。

- 二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
- 三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。
- 七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- 九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 十 照明設備が設けられていること。

2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

（車椅子使用者用乗降口の案内）

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

第四節 軌道停留場

（準用）

第二十二条 前節の規定は、軌道停留場について準用する。

第五節 バスターミナル

（乗降場）

第二十三条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の乗合バス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「乗合バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該乗降場に接して停留する乗合バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

第六節 旅客船ターミナル

（乗降用設備）

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- 二 幅は、九十センチメートル以上であること。
- 三 手すりが設けられていること。
- 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外)

第二十五条 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(転落防止設備)

第二十六条 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

第七節 航空旅客ターミナル施設

(保安検査場の通路)

第二十七条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場(航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。)において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

- 2 前項の通路の幅は、九十センチメートル以上でなければならない。
- 3 保安検査場の通路に設けられる戸については、第四条第五項第二号口の規定は適用しない。
- 4 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。

(旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上であること。
- 二 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。
- 三 勾配は、十二分の一以下であること。
- 四 手すりが設けられていること。
- 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

2 旅客搭乗橋については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(改札口)

第二十九条 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例

平成25年3月28日 条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 歩道等(第3条—第11条)
- 第3章 立体横断施設(第12条—第17条)
- 第4章 乗合自動車停留所(第18条・第19条)
- 第5章 路面電車停留場等(第20条—第22条)
- 第6章 自動車駐車場(第23条—第33条)
- 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第34条—第37条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号及び第13号に限る。)及び福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成25年福岡市条例第8号。以下「道路構造条例」という。)第2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障がい者等 高齢者又は障がい者であつて日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (3) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- (4) 視覚障がい者誘導用ブロック 視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造条例第13条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第12条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合においては、同項の段差を2センチメートル以下とすることができる。この場合において、市長は、当該段差について、周辺部の水はけを考慮し、かつ、高齢者、障がい者等に配慮した構造とするものとする。

3 第1項又は前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

(排水施設)

第11条 歩道等に設ける排水施設の蓋は、車いすの車輪、つえ等が落ち込まない形状とするものとする。

2 歩道等と車道等が接続する部分で歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないよう配慮するものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第12条 道路には、市長が高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比又は明度差を確保することにより当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比又は明度差を確保することにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比又は明度差を確保することによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比又は明度差を確保することにより段を容易に識別できるものとする。

- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第20条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第21条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第22条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障がい者用駐車施設)

第23条 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車用の用に供する部分(以下「障がい者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

- 2 障がい者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障がい者用駐車施設に通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障がい者用停車施設)

第24条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障がい者用駐車施設を設ける階には、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障がい者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 障がい者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障がい者用停車施設に通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - (3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第25条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第26条 障がい者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障がい者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第27条 自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階(障がい者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。
- 4 第13条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第28条 第14条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第29条 第17条の規定は、自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階に通じる階段の構造について準用する。

(屋根)

第30条 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び第26条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第31条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男性用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所(男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第32条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第26条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第33条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、

第31条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便所」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第34条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第35条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、市長が視覚障がい者の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比又は明度差を確保することにより当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障がい者誘導用ブロックには、市長が視覚障がい者の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第36条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための休憩施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、市長が高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭^{さく}窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、市長が第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認めるときは、当分の間、当該規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第1章の2 公園及び公園施設の設置等(第3条—第3条の8)
- 第2章 公園の管理(第4条—第6条の3)
- 第3章 有料公園及び有料公園施設の利用(第7条—第10条)
- 第4章 市以外の者の公園施設の設置等(第11条—第15条)
- 第5章 公園の占用(第16条—第18条)
- 第6章 雑則(第18条の2—第24条)
- 第7章 罰則(第25条—第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基く命令に定めるもののほか、福岡市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「公園」又は「公園施設」とは、法第2条第1項に規定する都市公園又は同条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の2 公園及び公園施設の設置等

(公園の移動等円滑化の基準)

- 第3条の8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する条例で定める基準及び同法第2条第13号に規定する特定公園施設以外の公園施設の新設、増設又は改築を行うときに高齢者、障がい者等(高齢者、障がい者、妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。)が公園を安全かつ円滑に利用できるようにするため適合させなければならない当該公園施設の構造及び設備に関する基準(以下「整備基準」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。
- 2 公園施設の新設、増設又は改築を行うときに高齢者、障がい者等が整備基準により確保される水準よりも高度な水準で公園を安全かつ円滑に利用できるようにするため適合させるよう努める公園施設の構造及び設備に関する基準(以下「努力基準」という。)は、別表第1の2に定めるとおりとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する公園施設の設置については、同項の規定によらないことができる。

<別表第1>

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>主要な出入口については、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効幅員(出入口、園路等の幅員から、手すり、縁石、立ち上がり部又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。)は、130センチメートル以上とすること。 (2) 段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (4) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平部分を設けること。 (5) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、当該車止めの前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。
2 園路	<p>主要な園路については、1の項に定める構造の主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の園路を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効幅員は、次に定める基準に適合させること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 原則として180センチメートル以上とすること。 イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を120センチメートル以上とすることができる。ただし、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。 (2) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 縦断勾配は原則として4パーセント以下とし、勾配が50メートル以上続く場合においては、50メートル以内ごとに長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平部分を設けること。 イ 縦断勾配が4パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて7の項に定める構造の手すりを設けること。 ウ 最大縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (3) 横断勾配は、1パーセント以下とし、可能な限り水平にすること。 (4) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこと。 (5) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等(線状ブロック等(視覚障がい者を誘導するための床材をいう。))及び点状ブロック等(視覚障がい者の注意を喚起するための床材をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を敷設すること。 (6) 園路を横断する排水溝には、蓋を設けること。 (7) 園路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、つえ等が落ち込まない形状とすること。 (8) 園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (9) 縁石の切下げ寸法は、幅120センチメートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ部の勾配は、10パーセント以下とすること。 (10) 落下防止用の縁石は、高さ10センチメートル以上とすること。
3 階段	<p>主要な園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (3) 内のりは、90センチメートル以上とすること。

	<p>(4) 両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(5) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) けあげの寸法は15センチメートル以下、踏面の寸法は35センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段については、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。</p> <p>(7) 階段の上下端部には長さ120センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(8) 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(9) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(10) 階段の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(11) 階段付近には、必要に応じて照明を設けること。</p> <p>(12) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
4 傾斜路	<p>主要な園路に設けられる階段には、迂回するための次に定める構造の傾斜路を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合においては、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもちこれに代えることができる。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 有効幅員は、130センチメートル(段に併設する場合においては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 縦断勾配は原則として4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合においては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 縦断勾配が4パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ウ 最大縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(4) 横断勾配は設けないこと。</p> <p>(5) 傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(8) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
5 便所	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する公園には、必要に応じて次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(以下「福祉型便房」という。)が設けられていること。</p> <p>イ 福祉型便房の出入口及び当該福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p>

	<p>ウ 出入口に段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 福祉型便房の出入口又は当該福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 福祉型便房及び当該福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>カ 福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>キ 福祉型便房の大きさは、間口200センチメートル、奥行き200センチメートルを標準とすること。</p> <p>ク 福祉型便房には、壁面の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、床置き式の小便器その他これに類する小便器(以下「床置き式小便器等」という。)がある便所とすること。</p> <p>(3) (2)の規定により設けた便所の床置き式小便器等のうち1以上の床置き式小便器等には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、次に掲げる全駐車台数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場を1以上設けること。ただし、専ら自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいい、側車付きのものを除く。)の駐車のために供される駐車場については、この限りでない。</p> <p>ア 全駐車台数が200以下 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 全駐車台数が201以上 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 駐車場を設ける場合においては、当該駐車場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(ウに定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 路面は、滑りにくい仕上げとするとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる部分を設けること。</p> <p>(エ) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造を有するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>a 有効幅員は、120センチメートル(段を併設する場合においては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合においては、8分の1)以下とすること。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>d 傾斜路には、7の項に定める構造の手すりを設けること。</p>

	<p>e 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>f 傾斜路の前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>オ 車いす使用者用駐車施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。</p>
7 手すり	<p>2の項に定める構造の園路、3の項に定める構造の階段、4の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の駐車場に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 原則として連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、1本の場合にあつては80センチメートル程度とし、2本の場合にあつては65センチメートル程度及び85センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 階段等の上下端部から50センチメートル以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(5) 手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</p>
8 視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p>
9 標識類	<p>(1) 公園の標識及び掲示板(以下「標識類」という。)は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 標識類に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち1以上は、公園の主要な出入口の付近に設けること。</p>
10 ベンチ	<p>ベンチを設ける場合においては、当該ベンチは、必要に応じて高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。</p>
11 野外卓	<p>野外卓を設ける場合においては、当該野外卓は、車いす使用者に配慮した構造とし、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
12 券売機	<p>1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車いす使用者の利用に支障のない構造とし、1以上の券売機では料金等を点字で表示すること。</p>
13 水飲み器及び手洗い場	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲み器又は手洗い場を設ける場合においては、水飲み器及び手洗い場のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 飲み口及び洗面部分の高さは、76センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(3) 飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>(4) 水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行き150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保すること。</p>
14 休憩所及び管理事務所	<p>公園の中に休憩所を設ける場合においては、高齢者、障がい者等の当該休憩所への接近性及び当該休憩所内での移動性に配慮して、配置、間取り等の計画を行い、そのうち1以上は、次に定</p>

	<p>める基準に適合させることとし、公園の中に管理事務所を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、有効幅員は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合においては、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、5の項に定める基準に適合させること。</p>
<p>15 屋根付き広場</p>	<p>公園に屋根付き広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>16 野外劇場及び 野外音楽堂</p>	<p>公園に野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、15の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口、(3)の車いす使用者用観覧スペース及び高齢者、障がい者等に配慮した便所間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けることとし、当該車いす使用者用観覧スペースは、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 幅が90センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>

<別表第1の2>

(平成25条例7・追加)

整備箇所	努力基準
1 出入口	<p>主要な出入口については、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 (2) 段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (4) 出入口からの水平距離が180センチメートル以上の水平部分を設けること。 (5) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、当該車止めの前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。
2 園路	<p>主要な園路については、1の項に定める構造の主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の園路を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 (2) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 縦断勾配は4パーセント以下とし、勾配が50メートル以上続く場合においては、50メートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。 イ 縦断勾配が3パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて7の項に定める構造の手すりを設けること。 (3) 横断勾配は、1パーセント以下とし、可能な限り水平にすること。 (4) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこと。 (5) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 (6) 園路を横断する排水溝には、蓋を設けること。 (7) 園路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、つえ等が落ち込まない形状とすること。 (8) 園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (9) 縁石の切下げ寸法は、幅120センチメートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ部の勾配は、10パーセント以下とすること。 (10) 落下防止用の縁石は、高さ10センチメートル以上とすること。
3 階段	<p>主要な園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (3) 内のりは、150センチメートル以上とすること。 (4) 両側に7の項に定める構造の手すりを設け、特に幅の広い場合においては、中間にも設けること。 (5) 回り段を設けないこと。 (6) けあげの寸法は15センチメートル以下、踏面の寸法は35センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段については、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。 (7) 階段の上下端部には長さ120センチメートル以上の水平部分を設けること。 (8) 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊り場を設けること。 (9) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

	<p>(10) 階段の上下端に近接する園路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(11) 階段付近には、必要に応じて照明を設けること。</p> <p>(12) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
4 傾斜路	<p>主要な園路に設けられる階段には、迂回するための次に定める構造の傾斜路を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合においては、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 有効幅員は、150センチメートル(段に併設する場合においては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 縦断勾配は4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合においては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 縦断勾配が3パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 横断勾配は設けないこと。</p> <p>(5) 傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(8) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
5 便所	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する公園には、必要に応じて次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 福祉型便房が設けられていること。</p> <p>イ 福祉型便房の出入口及び当該福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口に段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 福祉型便房の出入口又は当該福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 福祉型便房及び当該福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>カ 福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>キ 福祉型便房の大きさは、間口200センチメートル、奥行き200センチメートルを標準とすること。</p> <p>ク 福祉型便房には、壁面の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、床置き小便器等がある便所とすること。</p> <p>(3) (2)の規定により設けた便所の床置き小便器等のうち1以上の床置き小便器等には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、次に掲げる全駐車台数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上の車いす利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 全駐車台数が200以下 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 全駐車台数が201以上 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 駐車場を設ける場合においては、当該駐車場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす利用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る経路(ウに定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けること。</p> <p>イ 車いす利用者用駐車施設の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす利用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、車いす利用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(イ) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路又は車いす利用者用昇降機を設けること。</p> <p>a 有効幅員は、150センチメートル(段を併設する場合においては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>b 勾配は、15分の1以下とすること。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>d 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差し、又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>e 傾斜路には、両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>f 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>g 傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 車いす利用者用駐車施設は、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>オ 車いす利用者用駐車施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。</p> <p>カ 道路から駐車場へ通じる出入口には、車いす利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p>
7 手すり	<p>2の項に定める構造の園路、3の項に定める構造の階段、4の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の駐車場に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、1本の場合にあつては80センチメートル程度とし、2本の場合にあつては65センチメートル程度及び85センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 階段等の上下端部から50センチメートル以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(5) 手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</p>
8 視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材の色と明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p>

9 標識類	<p>(1) 標識類は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 標識類に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち1以上は、公園の主要な出入口の付近に設けること。</p> <p>(3) 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障がい者のための案内板を設けること。</p> <p>ア 点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示すること。</p> <p>イ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。</p>
10 ベンチ	<p>ベンチを設ける場合においては、当該ベンチは、必要に応じて高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。</p>
11 野外卓	<p>野外卓を設ける場合においては、当該野外卓は、車いす使用者に配慮した構造とし、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
12 券売機	<p>1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車いす使用者の利用に支障のない構造とし、1以上の券売機では料金等を点字で表示すること。</p>
13 水飲み器及び手洗い場	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲み器又は手洗い場を設ける場合においては、水飲み器及び手洗い場のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 飲み口及び洗面部分の高さは、76センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(3) 飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>(4) 水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行き150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保すること。</p>
14 休憩所及び管理事務所	<p>公園の中に休憩所を設ける場合においては、高齢者、障がい者等の当該休憩所への接近性及び当該休憩所内での移動性に配慮して、配置、間取り等の計画を行い、そのうち1以上は、次に定める基準に適合させることとし、公園の中に管理事務所を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、有効幅員は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合においては、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、5の項に定める基準に適合させること。</p>

<p>15 屋根付き広場</p>	<p>公園に屋根付き広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>16 野外劇場及び 野外音楽堂</p>	<p>公園に野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、15の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口、(3)の車いす使用者用観覧スペース及び高齢者、障がい者等に配慮した便所間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けることとし、当該車いす使用者用観覧スペースは、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 幅が90センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>